

下田市いのち支える自殺対策行動計画

～誰も自殺に追い込まれることのない下田市の実現を目指して～



平成 31 (2019) 年 3 月

下 田 市



はじめに

平成28(2016)年3月の自殺対策基本法(平成18(2006)年法律第85号)改正により、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない旨が基本理念として明示されました。また、全ての都道府県及び市町村に対し、自殺対策についての計画策定が義務づけられ本市において、平成31(2019)年度を初年度とする「下田市いのち支える自殺対策行動計画」を策定しました。

我が国の自殺者数は、平成10(1998)年以降、年間の自殺者数が連続して3万人を超える状況が続いていましたが、平成22(2010)年から3万人を下回り、減少傾向に推移しています。しかしながら、依然として数多くの方々が自殺で亡くなられていることに変わりはありません。本市においても平成24(2012)年から平成29(2017)年まで毎年5人を上回る方が自らの命を絶っております。

自殺は、倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、病気の悩み等の健康問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化等様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観等が複雑に関係しており、自殺を防ぐためには、精神保健の視点だけでなく本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な生きる支援を展開することが求められています。行動計画では、計画期間、推進体制、数値目標をより具体的にお示しする事により、行政だけでなく、市民の皆様と一緒に、総合的かつ効果的に対策を推進していくこととなっております。

結びに、本計画の策定にあたりまして、御尽力を賜りました健康づくり推進協議会委員、アンケート調査、パブリックコメントなどで貴重な御意見、御提言をいただきました市民、各団体の皆様に心から御礼申し上げます。

平成31(2019)年3月

下田市長 福井 祐輔

目 次

はじめに

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	1
4 計画の数値目標.....	2
第2章 自殺の現状と課題	3
1 自殺の現状.....	3
(1) 自殺者数の推移.....	3
(2) 自殺死亡率の推移.....	3
(3) 性別の状況.....	4
(4) 年代別の状況.....	5
(5) 職業別の状況.....	6
(6) 同居人の有無別状況.....	6
(7) 手段別の状況.....	7
(8) 場所別の状況.....	7
(9) 原因・動機別の状況.....	8
(10) 発見地・住居地別の状況.....	8
(11) 主な自殺の特徴.....	8
2 市民の意識調査について.....	9
(1) ストレス解消法の有無.....	9
(2) 生きがいの有無.....	10
(3) 睡眠時間の状況.....	10
3 小中学生の意識調査について.....	11
(1) ストレス等の有無.....	11
(2) ストレス等の内容.....	11
(3) 悩みごとがある時の相談相手.....	12
4 課題.....	14
第3章 自殺対策における取組	16
1 基本理念及び基本認識、基本方針.....	16
2 施策の体系.....	18
3 基本施策.....	19

(1) 地域におけるネットワークの強化	19
(2) 自殺対策を支える人材の育成	20
(3) 市民への啓発と周知	21
(4) 生きることの促進要因への支援	22
(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	29
4 重点施策	30
(1) 高齢者対策	30
(2) 生活困窮者対策	33
(3) 勤務・経営対策	34
5 その他生きる支援関連施策	35
6 取組目標	39
第4章 自殺対策推進体制	42
1 推進体制	42
(1) 下田市いのち支える自殺対策推進本部	42
(2) 下田市健康づくり推進協議会	42
(3) 下田市いじめ問題対策連絡協議会及び専門委員会	42
(4) 下田市要保護児童対策地域協議会	42
(5) 情報共有及び連携強化	42
2 関係者の役割	43
3 PDCAサイクルによるマネジメント	45
【参考資料】	46
資料1 用語説明	46
資料2 相談窓口一覧	49
資料3 改正自殺対策基本法	52
資料4 下田市いのち支える自殺対策推進本部設置要綱	56
資料5 下田市健康づくり推進協議会委員	58
資料6 策定経過	59

凡例

- 1 本計画の本文中で「*」が付されている用語については、末巻資料で用語の説明をしています。

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10(1998)年以降、年間の自殺者数が連続して3万人を超える状況が続いていましたが、平成22(2010)年から3万人を下回り、平成29(2017)年は21,321人と減少傾向にあります。また、自殺未遂者は、自殺者数の10倍は存在すると推定されており、自殺や自殺未遂が生じると、その周辺の多くの方々が深刻な影響を受けると言われています。

このような中、平成18(2006)年10月に、国を挙げて自殺対策を総合的に推進することにより、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の遺族等に対する支援の充実を図るため、自殺対策基本法が施行されました。その後、平成28(2016)年3月に同法が改正され、自殺対策は「生きることの包括的な支援」であり、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとともに全ての都道府県及び市町村に「自殺対策計画」の策定が義務づけられました。

本市における平成29(2017)年の自殺者数及び自殺死亡率*は、5人、22.0であり、全国や静岡県と比べ高い値となっています。

自殺を予防するためには、失業等の社会的要因に対する働きかけと個人のこころの健康問題に対する働きかけの両面から総合的な取組を図るとともに、家庭、学校、職場、民間団体等と連携した地域全体の取組としていくことが必要です。

本市では、平成27(2015)年5月に「第2期下田市健康増進計画」を策定し、計画に基づいて自殺対策を実施してきました。

本計画では、自殺対策における現状と課題を明らかにするとともに、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定め、市民が「いのち」と「こころ」を守り支え合うまちづくりを目指すこととします。

2 計画の位置づけ

本計画は、本市における自殺対策を推進していくための総合的な計画で、国の自殺対策基本法を踏まえたものです。また、「静岡県総合計画」の分野別「第2次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」及び「第4次下田市総合計画」、「第2期下田市健康増進計画」との整合性を持たせた計画とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成31(2019)年度を初年度とし、平成35(2023)年度までの5年間とします。

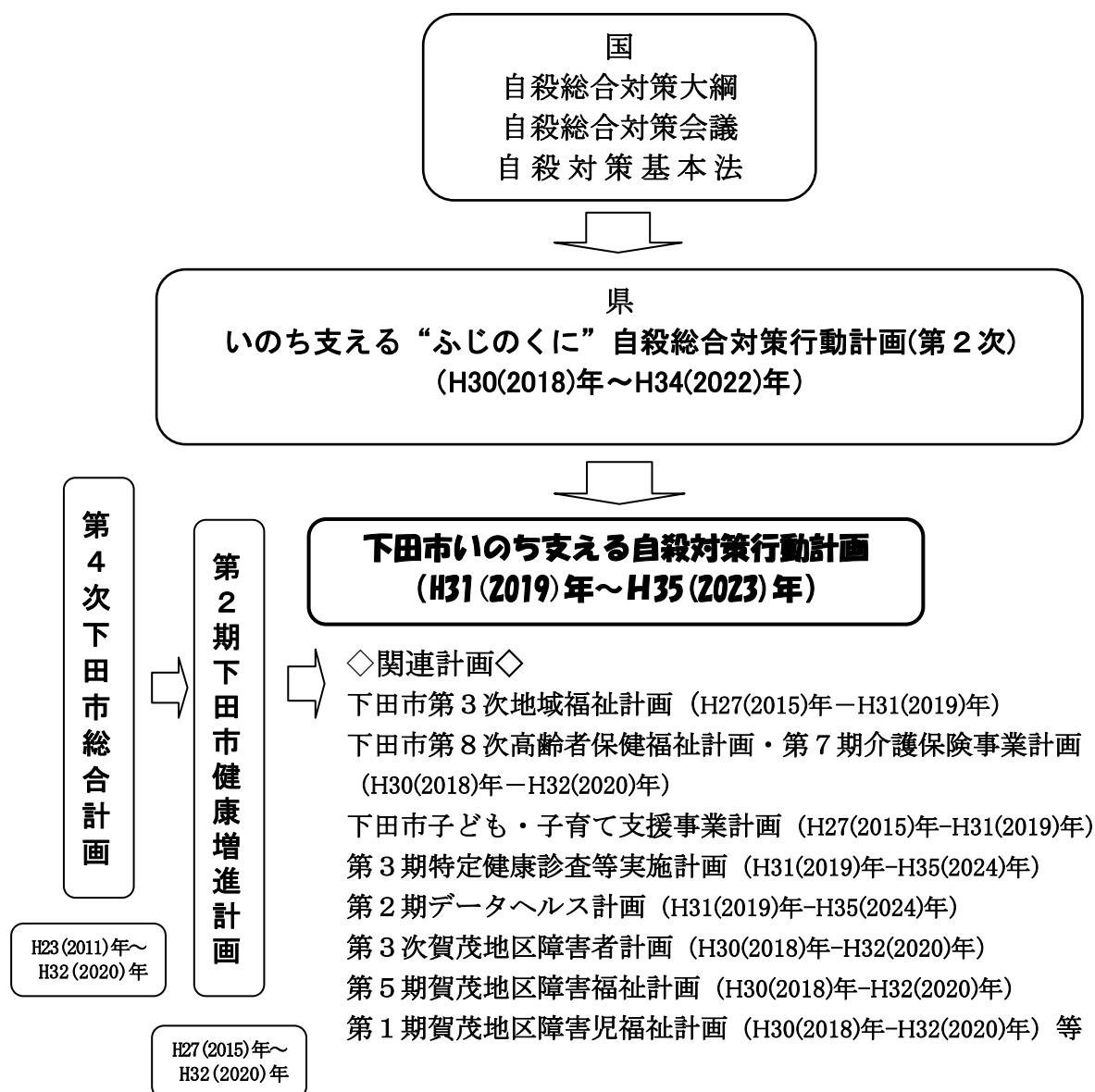
なお、計画は必要に応じ見直しを行うこととします。

4 計画の数値目標

国は新たな大綱の目標として「平成38(2026)年までに、自殺死亡率*を平成27(2015)年と比べて30%以上減少」としています。

自殺者をゼロにすることが本市の最終目標ではありますが、本市の人口規模では単年毎で自殺者数（自殺死亡率*）が大幅に増減するため、平成24(2012)年から平成29(2017)年までの6年間の自殺死亡者数の平均である7.5人を基準とし、平成34(2022)年までの5年間の自殺死亡者数が基準値より30%削減した5.25人を下回る5人を、平成35(2023)年数値目標とします。

年	H24(2012)～H29(2017)年平均	H35 (2023) 年目標 H30(2018)～H34(2022)年平均
自殺者数(自殺死亡率)*	7.5人(31.6/10万対)	5人(22.1/10万対)



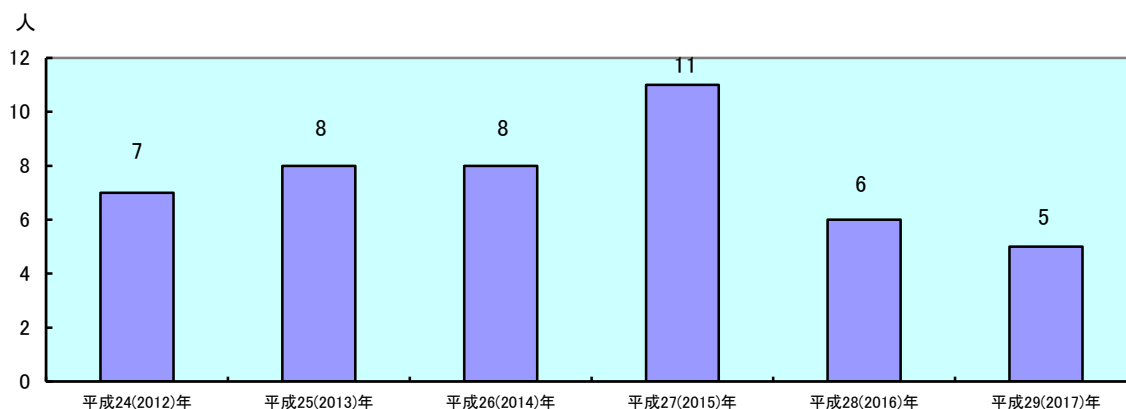
第2章 自殺の現状と課題

1 自殺の現状

(1) 自殺者数の推移

平成29(2017)年の自殺者数は5人で、直近6年間では最も少なくなっています。6年間で45人、年平均で7.5人が自殺により命を失っています。

自殺者数の推移

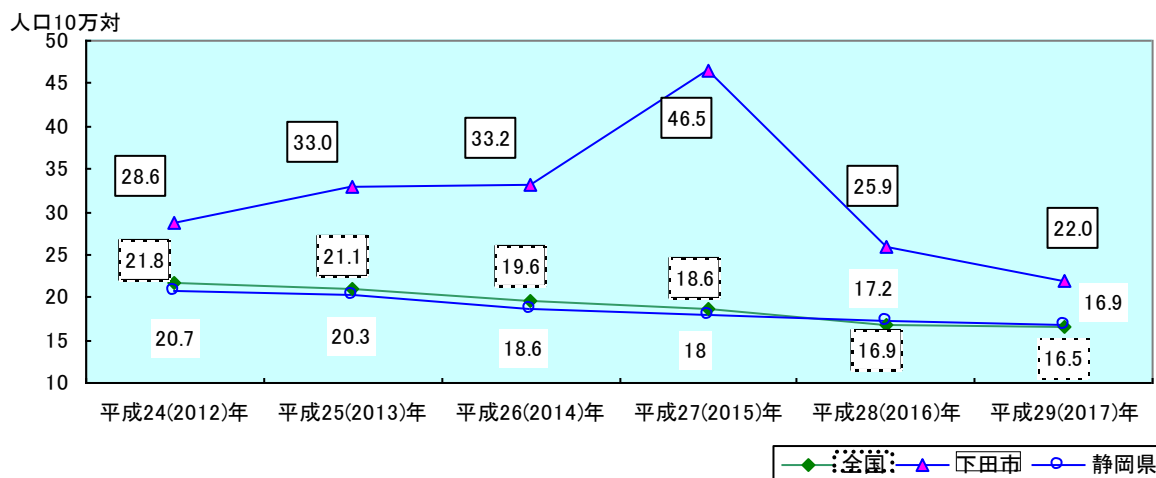


資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

(2) 自殺死亡率*の推移

平成29(2017)年の自殺死亡率*は、22.0でした。直近6年間は全国平均を上回った状態が続いています。しかし、平成24(2012)年の28.6と比べると平成27(2015)年をピークに減少傾向となっています。

自殺死亡率の推移



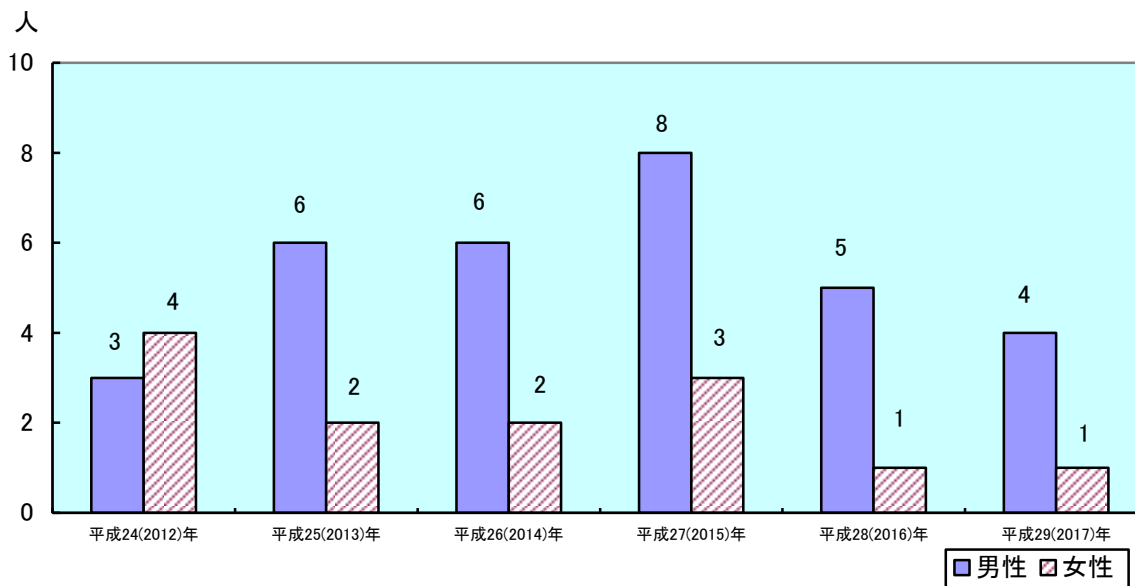
資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

(3) 性別の状況

平成29(2017)年の性別自殺者数は、「男性」が4人、「女性」が1人となっています。

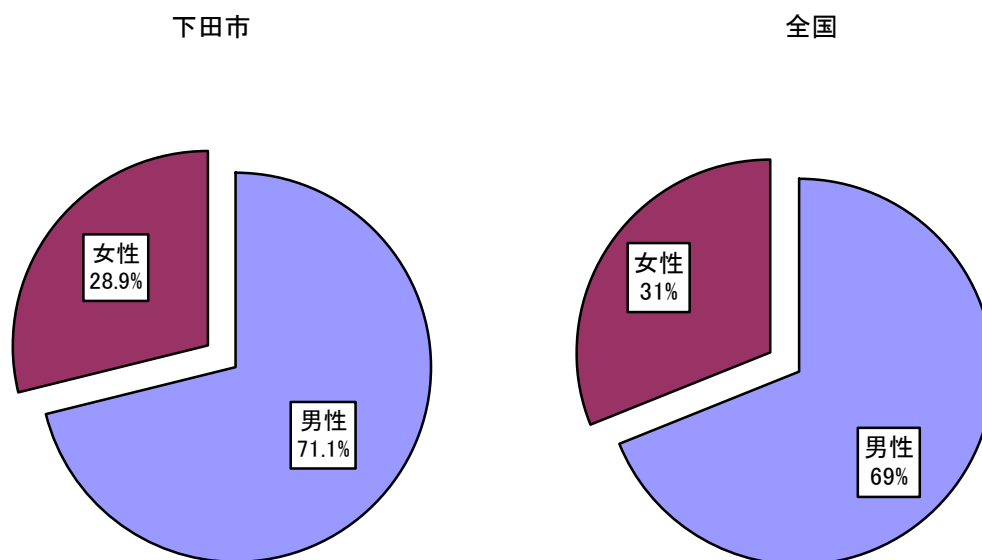
性別自殺者の割合は、「男性」が71.1%、「女性」が28.9%となっています。全国とほぼ同様の傾向を示しています。

性別自殺者数の推移（平成 24(2012)年～平成 29(2017)年合計）



資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

性別自殺者の割合（平成 24(2012)年～平成 29(2017)年合計）

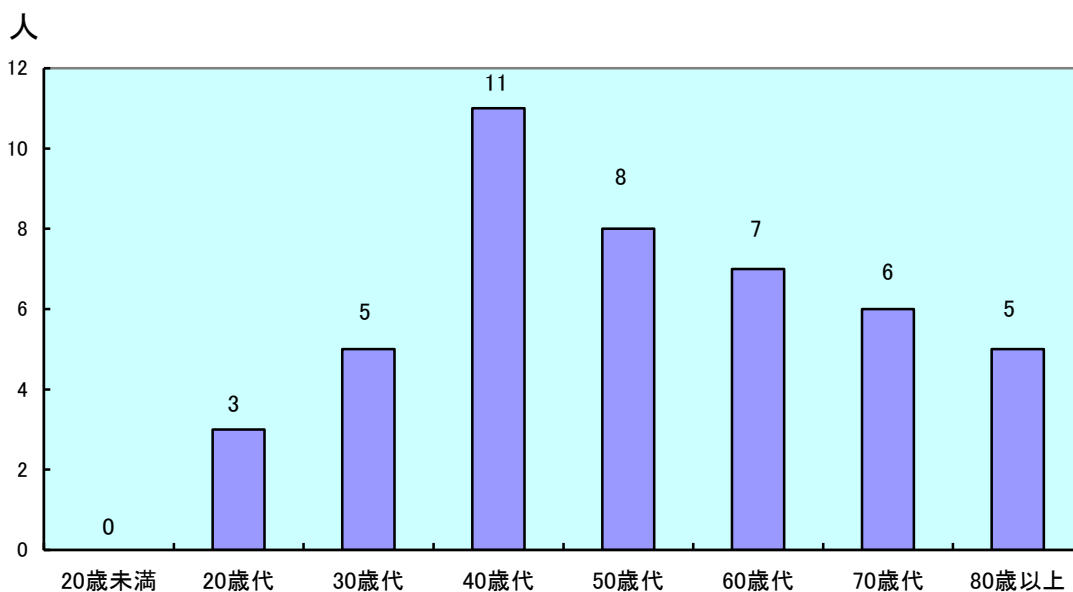


資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

(4) 年代別の状況

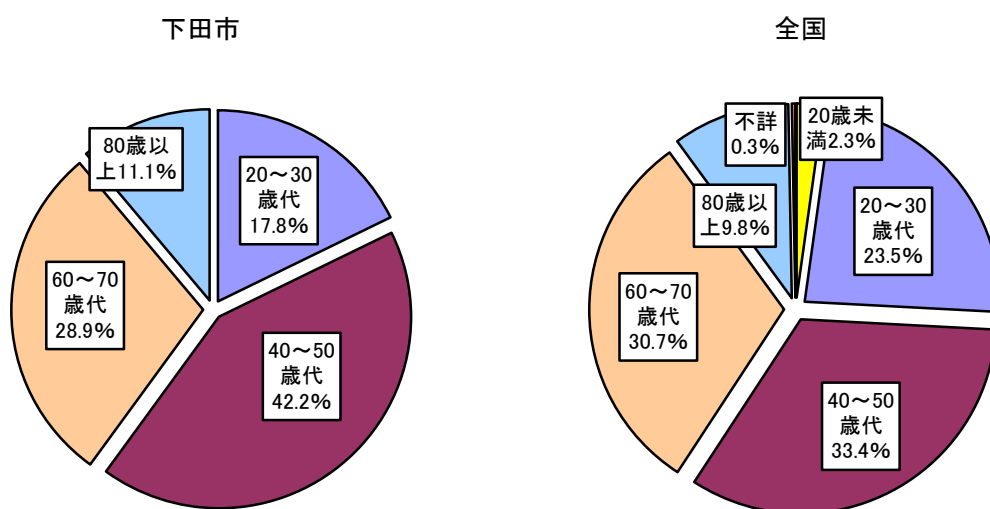
年代別自殺者数は、「40歳代」が11人と多くなっています。また、「60歳以上」が18人と多くなっています。年代別自殺者の割合は、全国と比べると「20～30歳代」が少なく、「40～50歳代」「80歳代以上」が多い傾向にあります。

年代別自殺者数（平成 24(2012)年～平成 29(2017)年合計）



資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

年代別自殺者の割合（平成 24(2012)年～平成 29(2017)年合計）

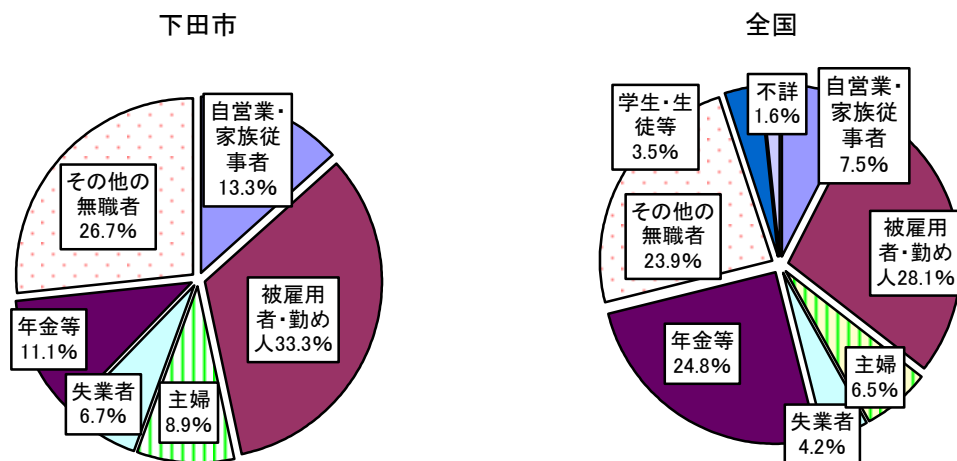


資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

(5) 職業別の状況

自殺者の職業をみると、「被雇用者・勤め人」、「その他の無職者」の順で多くなっています。「学生・生徒等」は、0人となっています。全国と比べると「被雇用者・勤め人」の割合が多くなっています。

職業別自殺者数の割合（平成 24(2012)年～平成 29 年(2017)合計）



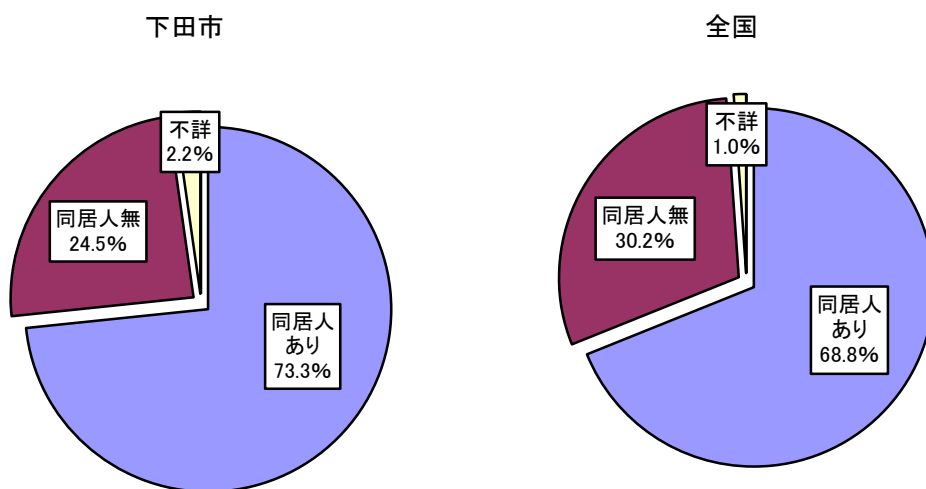
資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

(6) 同居人の有無別状況

自殺者の同居の有無をみると、「同居人あり」が全体の70%以上を占めています。

全国とほぼ同様の割合です。全国と比べると「同居人あり」が、やや多くなっています。

同居人の有無別自殺者の割合（平成 24(2012)年～平成 29(2017)年合計）



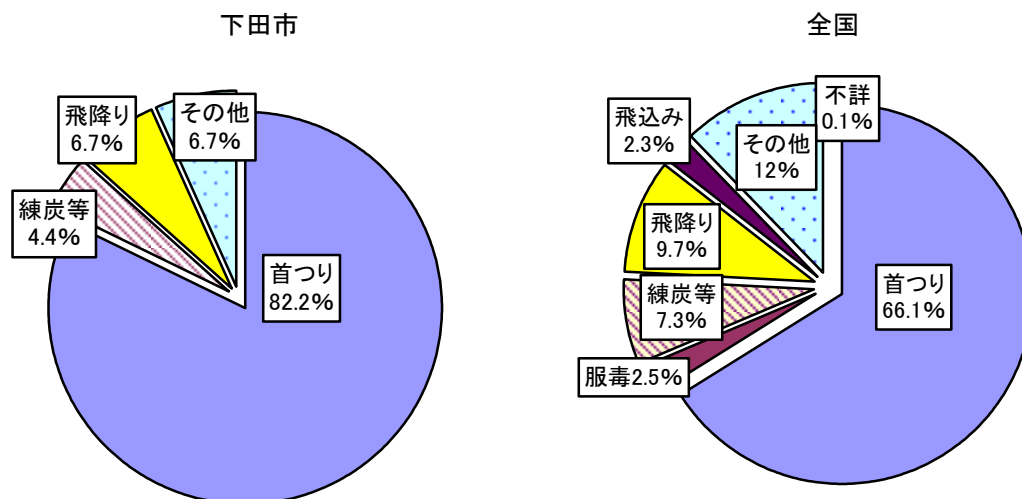
資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

(7) 手段別の状況

自殺の手段をみると、「首つり」が最も多く、次いで「練炭等」「飛降り」となっています。全国と比べて「首つり」が多くなっています。

(※人数が5人未満の者は「その他」に合算)

手段別自殺者の割合(平成 24(2012)年～平成 29 (2017)年合計)

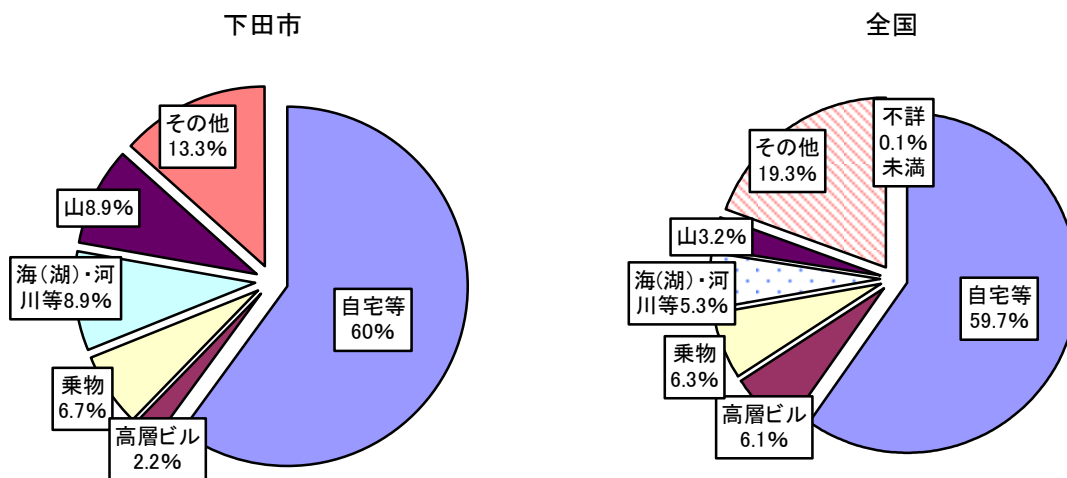


資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

(8) 場所別の状況

場所別をみると、「自宅等」が最も多く、次いで「海(湖)・河川等」「山」の順となっています。全国と比べると「海(湖)・河川等」と「山」がやや多く、「高層ビル」が少なくなっています。

場所別自殺者の割合(平成 24(2012)年～平成 29(2017)年合計)

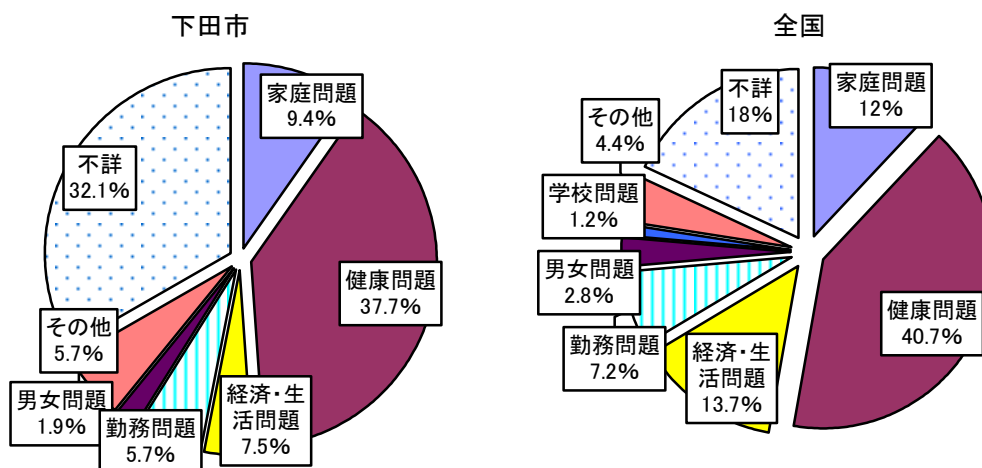


資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

(9) 原因・動機別の状況

自殺の原因・動機（一人3つまで計上）をみると、「健康問題」が最も多く、次いで「家庭問題」「経済・生活問題」の順となっています。

原因・動機別自殺者の割合（平成24(2012)年～平成29(2017)年合計）



資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

(10) 発見地・住居地別の状況

下田市の発見地・住居地別の自殺者の推移（平成25(2013)年から平成29(2017)年までの合計）は、「発見地」でみると49人、「住居地」でみると38人と、下田市に居住がある人以外の自殺者がやや多い傾向にあります。

発見地・住居地別自殺者数の推移（平成25(2013)年～平成29(2017)年）

自殺統計 (自殺日)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	合計	集計 (発見地/居住地)	
発見地	10	12	14	6	7	49	比	129%
居住地	8	8	11	6	5	38	差	+11

資料 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル【2018】」

(11) 主な自殺の特徴

自殺総合対策推進センターによる、自殺に関する地域の分析及び地域特定の把握のための「地域自殺実態プロファイル【2018】」では、以下のような下田市の特性が示されています。

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位：男性40～59歳 無職同居	6	15.8%	408.4	失業→生活苦→借金+家族間の不和 →うつ状態→自殺

2位：男性60歳以上 無職同居	5	13.2%	41.9	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
3位：男性20～39歳 有職独居	3	7.9%	176.5	①【正規雇用】 配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺/ ②【非正規雇用】 (被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
4位：男性20～39歳 有職同居	3	7.9%	57.4	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
5位：男性60歳以上 有職同居	3	7.9%	43.2	①【労働者】 身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺/ ②【自営業者】 事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺

*自殺死亡率の母数(人口)は平成27(2015)年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

資料 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール【2018】」

2 市民の意識調査について

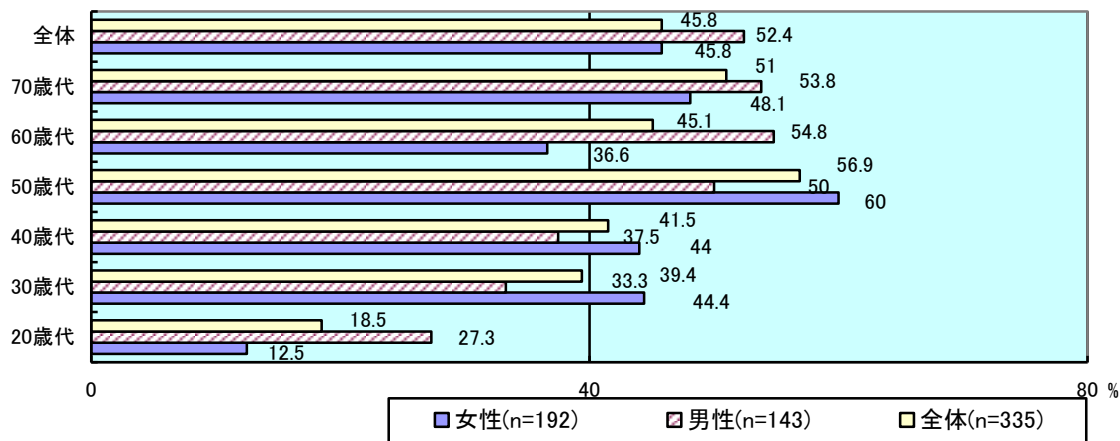
第2期下田市健康増進計画策定(次期計画見直し：平成31(2019)年度)にあたり、無作為抽出による20歳以上の市民1,200人(回収率27.9%)を対象に実施したアンケート調査の結果から抜粋しました。

(1) ストレス解消法の有無

自分なりのストレス解消法を「持っていない」と回答した人は、全体で45.8%、男性52.4%、女性45.8%となっています。

問 あなたは、自分なりのストレス解消法を持っていますか。

ストレス解消法を持っていない人の割合



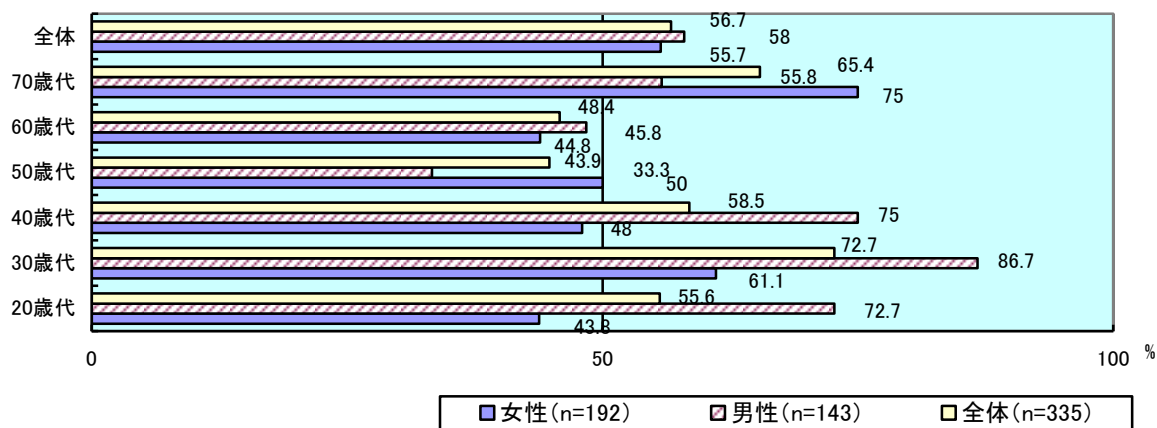
資料：健康増進アンケート

(2) 生きがいの有無

生きがいを「持っている」と回答した人は、全体で56.7%、男性58%、女性55.7%となっています。

問 あなたは、生きがいを持っていますか。

生きがいを持っている人の割合



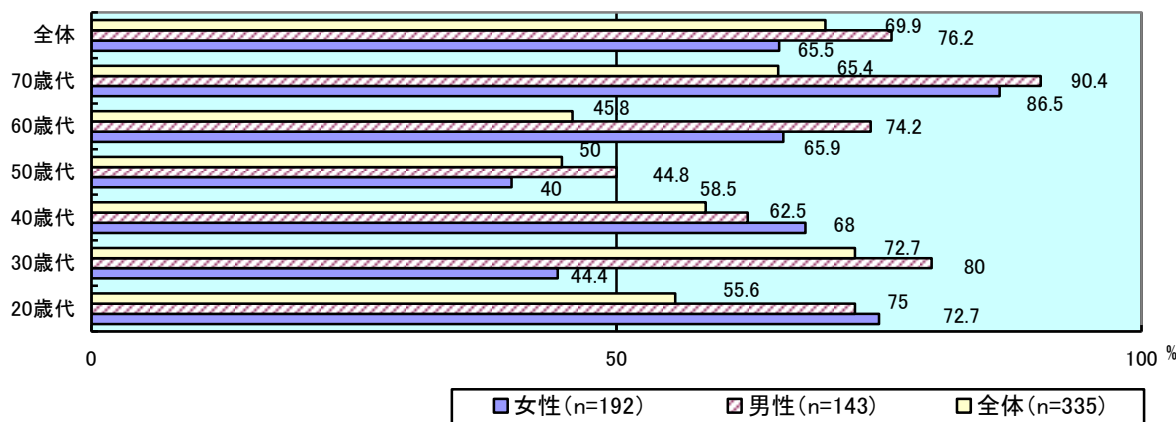
資料：健康増進アンケート

(3) 睡眠時間の状況

睡眠で休養が十分に「とれている」と回答した人は、全体で69.9%、男性76.2%、女性65.5%となっています。

問 あなたは、睡眠で休養が十分とれていますか。

睡眠で休養が十分にとれている人の割合



資料：健康増進アンケート

3 小中学生の意識調査について

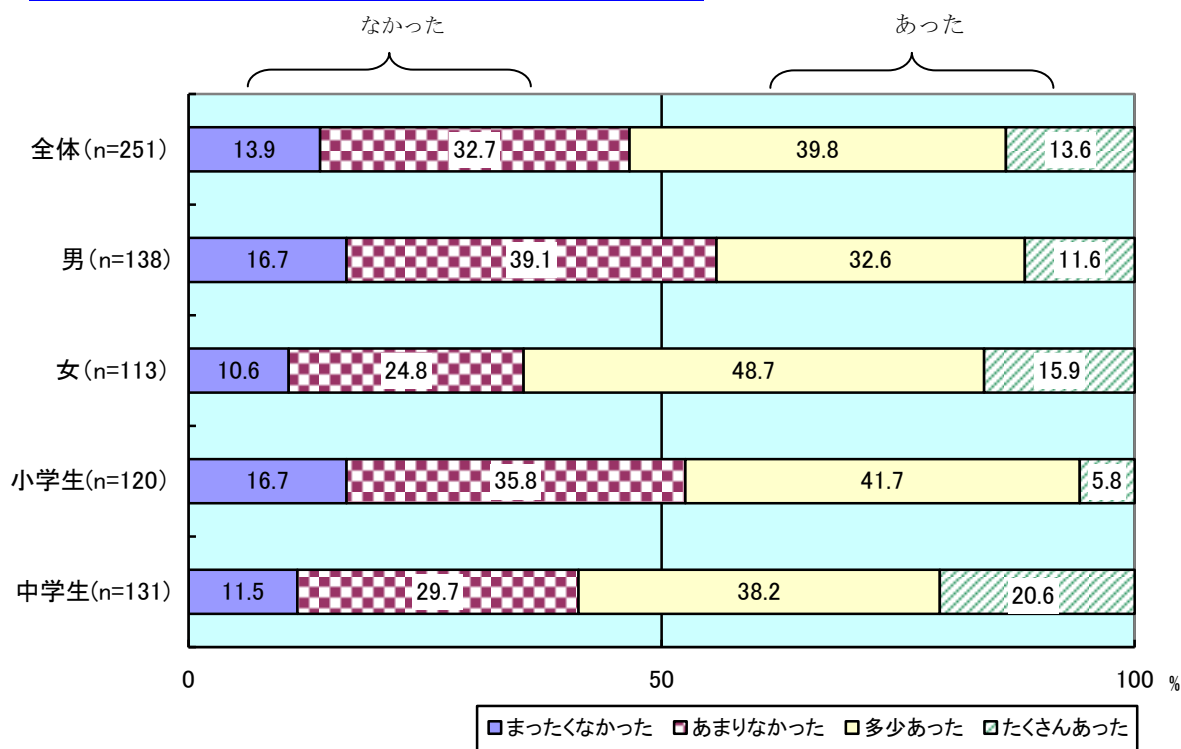
市内小学校在学5年生（対象133人、有効回答率97.7%）及び市内中学校在学2年生（対象144人、有効回答率94.4%）に平成30(2018)年9月アンケート調査を実施しました。以下はその結果の一部です。

(1) ストレス等の有無

不満や悩み、ストレスが「たくさんあった」「多少あった」を合わせた『あった』は、全体で53.4%小学生47.5%、中学生58.8%となっています。性別でみると『あった』は、男44.2%、女64.6%となっています。

問 あなたは、この1か月間に、不安や悩み、ストレスを感じることはありましたか。

不安や悩み、ストレスを感じた児童・生徒の割合



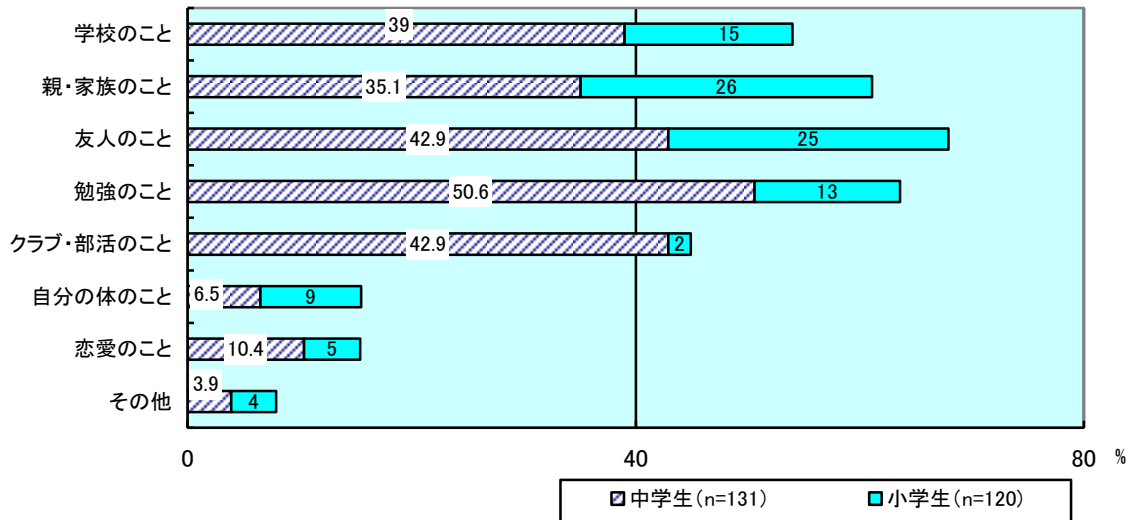
資料：下田市こころの健康づくりアンケート

(2) ストレス等の内容

不満や悩み、ストレスの内容は、小学生では「親・家族のこと」26%、「友人のこと」25%「学校のこと」15%の順に対して、中学生では「勉強のこと」50.6%「友人のこと」42.9%「クラブ・部活動のこと」42.9%の順になっています。

問 不満や悩み、ストレスの内容は、どのようなことですか。(〇はいくつでも)

不満や悩み、ストレスの内容(複数回答)



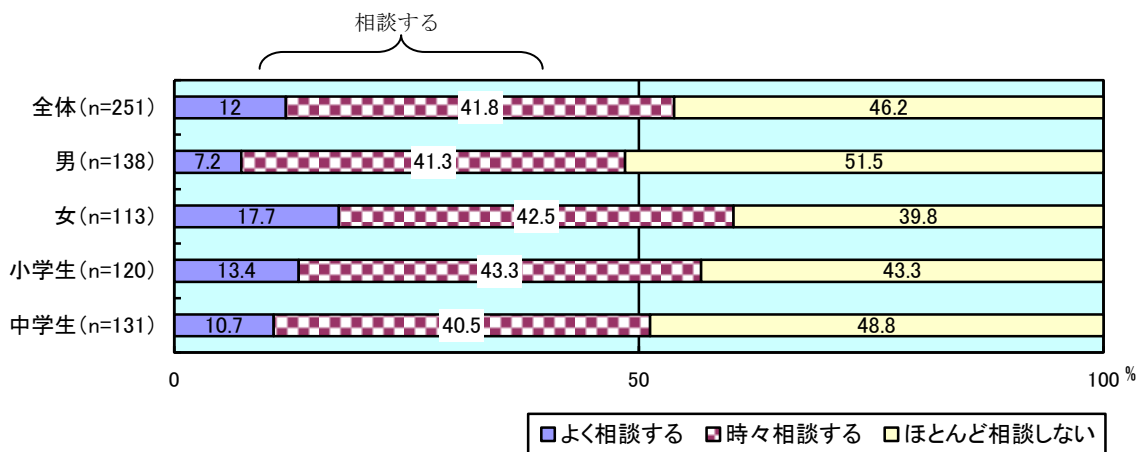
資料：下田市こころの健康づくりアンケート調査

(3) 悩みごとがある時の相談相手

悩みごとがある時の、家族への相談について「よく相談する」「時々相談する」をあわせた『相談する』は、小学生56.7%、中学生51.2%に対して、「ほとんど相談しない」は、小学生43.3%、中学生48.8%となっています。性別でみると『相談する』は、男48.5%、女60.2%となっています。

問 あなたは悩みごとがあるとき、家族に相談しますか。

家族へ相談する児童・生徒の割合

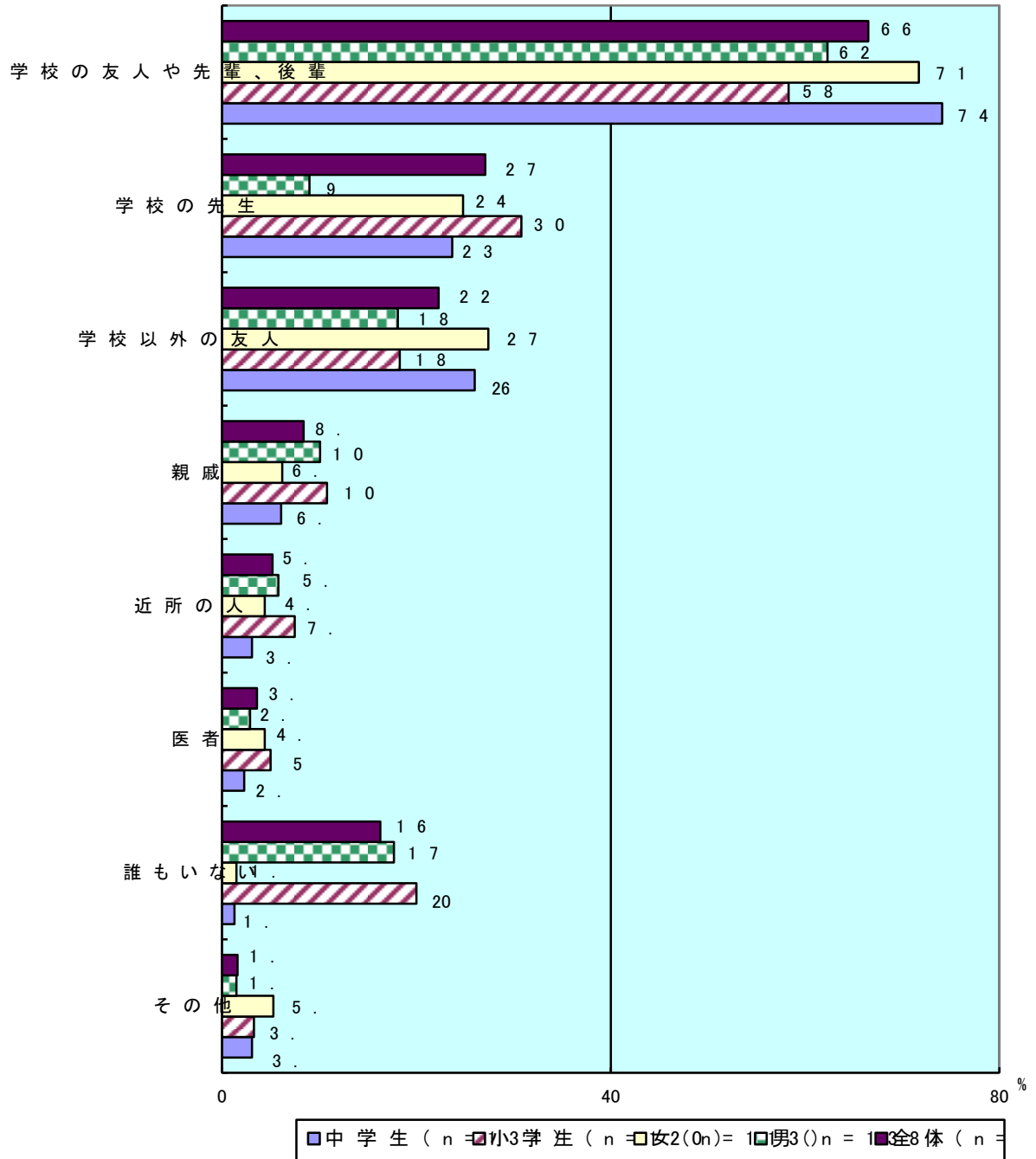


資料：下田市こころの健康づくりアンケート調査

家族以外に相談できる人は「学校の友人や先輩、後輩」が小学生58.3%、中学生74.1%男62.3%女71.7%と最も多くなっています。

問 あなたには家族以外に相談できる人はいますか。(〇はいくつでも)

家族以外の相談相手(複数回答)



資料：下田市こころの健康づくりアンケート調査

4 課 題

現 状

平成24(2012)年～29(2017)年合計の自殺者45人のうち18人(40%)が60歳以上の高齢者となっています。
80歳以上の占める割合が全国と比べ高くなっています。
(自殺の現状1-(4)年代別の状況より)

平成24(2012)年～29(2017)年合計の自殺者の同居の有無をみると「同居人あり」が、全体の70%を占めています。
(自殺の現状1-(6)同居人の有無別状況より)

自殺者数が最も多い区分は「男性40～59歳・無職・同居」であり、次いで「男性60歳以上・無職・同居」です。
(自殺の現状1-(11)主な自殺の特徴より)

平成24(2012)年～29(2017)年合計の自殺者45人のうち職業状況別にみると21人(46.6%)が「自営業・家族従事者」「被雇用者勤め人」で全国と比べ高くなっています。
(自殺の現状1-(5)職業別の状況より)

自殺の原因・動機別の割合は、「健康問題」が最も多く次いで「家庭問題」「経済・生活問題」となっています。
(自殺の現状1-(9)原因・動機別の状況より)

平成29(2017)年度特定健康診査*受診率は、全体で29.4%と少ない状況です。
(市民保健課 特定健診データより)

課 題

中高年男性、高齢者、生活困窮者に対して重点的に取り組む必要があります。

高齢者が孤立せず、生きがいをもって住み慣れた地域で生活できるための居場所づくり等の取組が必要です。

自殺者の7割以上に同居家族がいる状況です。自殺者の親族に対する相談窓口の周知など支援が必要です。

自殺者に、自営業・被雇用者が多いため、経営者、勤務者を対象とした普及啓発やこころの健康づくりを推進し、自殺のリスク要因の軽減を図る必要があります。

健康問題を抱える人や生活困窮者等自殺リスクの高い人に対し、地域での見守り活動や様々な相談に対応できる体制づくりが必要です。

健康問題は、中高年では、うつ病、高齢者では認知症や身体障害等が多いと考えられます。疾病の重症化予防、病気の早期発見のため健診の受診勧奨や保健指導*が重要です。

20歳以上の市民アンケートで、ストレスの解消法を持たない人は、全体の約半数を占めています。男性では70歳代を除いて年代が高くなるにつれて増加傾向です。
(市民の意識調査2-(1)ストレス解消法の有無より)



市民アンケートでストレスの有無やストレスの解消法・相談相手について実態を把握し、相談窓口の周知啓発と悩みを抱えた相談者に対する情報連携・支援のためのネットワーク強化を図ります。
様々な悩みや生活上の困難を抱える人の変化に気づき、寄り添いながら見守る人材の育成が大切です。

平成24(2012)年～29(2017)年合計の自殺者45人のうち20歳未満の自殺者はなく20～30歳代の自殺者も全体に占める割合は17.8%と全国と比べ低い状況です。
(自殺の現状1-(4)年代別の状況より)



本市のこれからの担う、子ども・若者の命を守ることは非常に重要な課題です。子どもが、自己肯定感を高め、悩んだときに相談先を見つけることができるよう啓発が必要です。また、児童生徒のいじめに関する相談体制を整備することが大切です。

小中学生で、不満や悩み、ストレスが「たくさんあった」「多少あった」と回答した児童生徒は、全体で53.4%です。
悩みやストレスの内容は、「勉強のこと」「クラブ活動のこと」「友人のこと」と学校生活に関することが多くみられます。悩みを「ほとんど相談しない」と回答した児童・生徒は小学生43.3%、中学生48.8%となっています。
(小中学生の意識調査3-(1)ストレス等の有無、(3)悩みごとがある時の相談相手)



第3章 自殺対策における取組

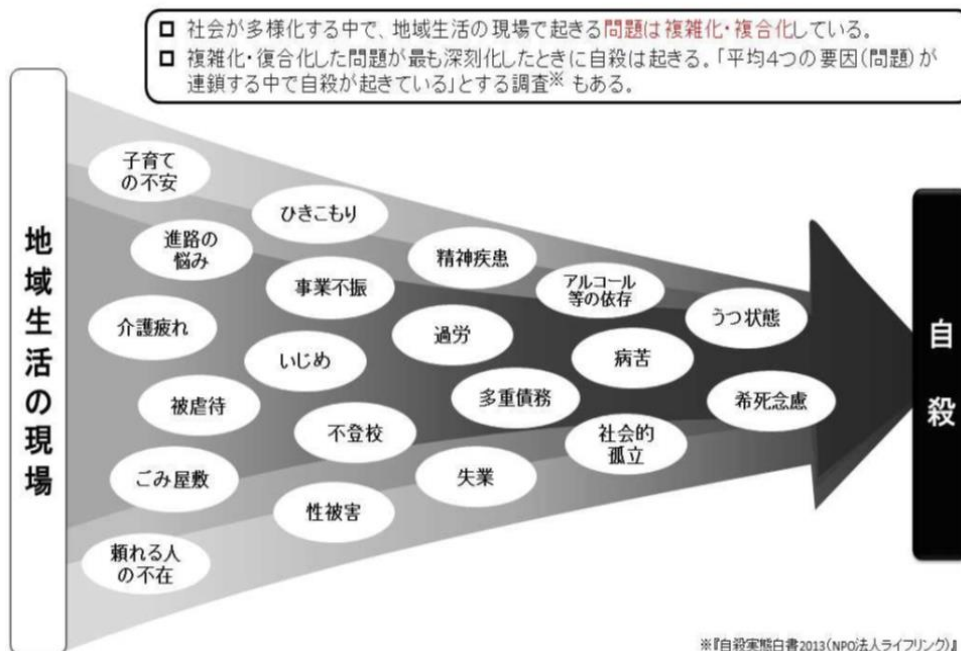
1 基本理念及び基本認識、基本方針

【基本理念】

市民一人ひとりが「いのち」を大切にし、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力的に、かつそれらを総合的に推進するものとします。

自殺対策の本質が生きることの支援にあたることを改めて確認し、「いのちを支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。



引用：市区町村自殺対策計画策定の手引き（厚生労働省）

【基本認識】

自殺総合対策大綱では、基本認識を以下のように挙げています。本計画においても自殺総合対策大綱の基本認識を念頭において、自殺対策を推進していきます。

- ◆自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ◆年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ◆地域レベルの実践的な取組をPDCA*サイクルを通じて推進する

【基本方針】

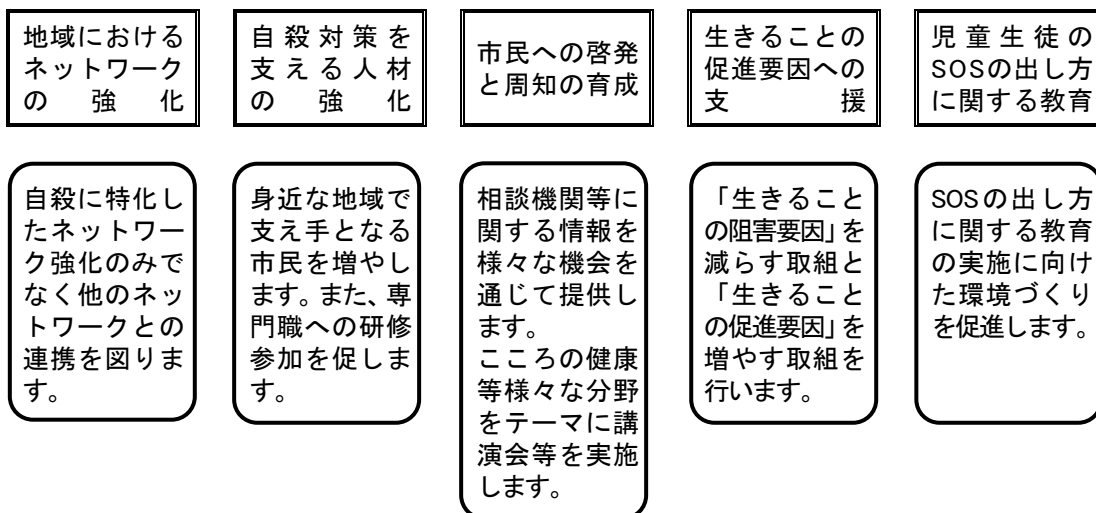
- ◆生きることの包括的な支援として推進する
 - ・社会全体の自殺リスクを低下させる
 - ・生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす
- ◆関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
 - ・様々な分野の生きる支援との連携を強化する
 - ・「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度等との連携
 - ・精神保健医療福祉施策との連携
- ◆対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
 - ・対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させる
 - ・事前対応、自殺発生の危機対応、事後対応等の段階ごとに効果的な施策を講じる
 - ・自殺の事前対応の更に前段階での取組を推進する
- ◆実践と啓発を両輪として推進する
 - ・自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する
 - ・自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する
 - ・マスメディアの自主的な取組への期待
- ◆関係機関の役を明確化し、その連動・協議を推進する

2 施策の体系

【基本施策】

地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組

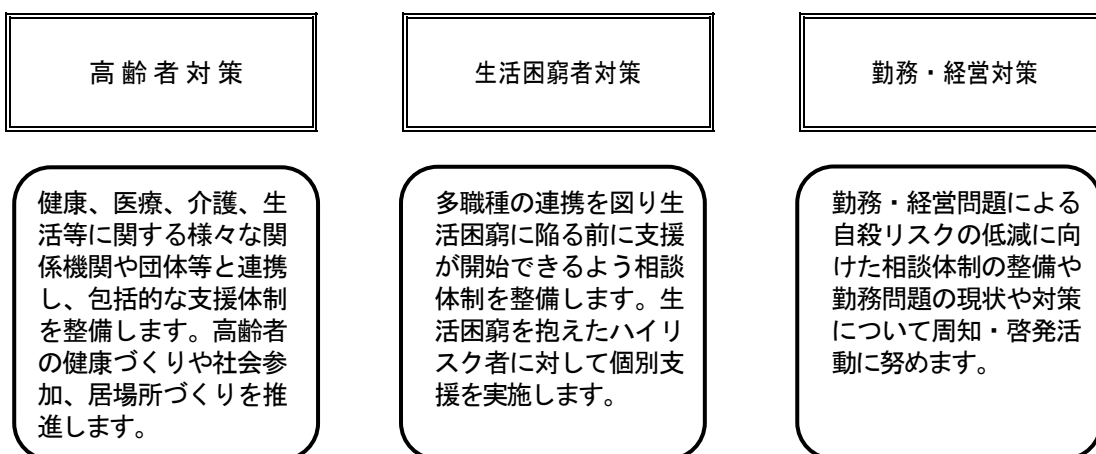
◇すべての自治体で取り組むことが望ましい施策群◇



【重点施策】

下田市における自殺のハイリスク群と自殺のリスク要因に添った取組

◇優先的な課題となりうる施策群◇



3 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

庁内を含め賀茂医師会、下田警察署、静岡地方法務局下田支局、賀茂健康福祉センター、賀茂児童相談所、下田市社会福祉協議会*、下田市民生委員児童委員協議会等と連携し地域における見守りや相談体制の充実を図ります。

1) 庁内連携会議の開催

副市長及び教育長を中心に、庁内連携し、全庁的に総合的かつ効果的な対策を推進するため、関係各課の課長・係長を構成員とする会議を開催します。

事業・内容	取組	担当課	関係機関
【下田市いのち支える自殺対策推進本部会議】 自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するため会議を開催します。	新規	福祉事務所	下田市いのち支える自殺対策推進本部

2) 地域連携会議の開催

関係機関を構成とする様々な地域会議を開催し、自殺の現状や、各年度の自殺対策の取組内容及び今後の課題等について、情報共有・意見交換を行い課題の解決に向けた取組を協議することで、自殺対策を効果的に推進します。

事業・内容	取組	担当課	関係機関
【下田市要保護児童対策地域協議会】 構成機関に対し、本市の自殺の現状や取組を説明し、相談窓口案内等を配布し情報提供を行います。	継続	福祉事務所	静岡地方法務局下田支局、賀茂児童相談所、賀茂健康福祉センター、下田警察署、賀茂医師会、下田市民生委員児童委員協議会等
【下田市いじめ問題対策連絡協議会】 下田市いじめ問題対策連絡協議会において、本市のいじめの現状や取組の説明、相談窓口等の配布により情報提供を行います。	新規	学校教育課	静岡地方法務局下田支局、賀茂児童相談所、下田警察署、PTA連絡協議会、福祉事務所、人権擁護委員、下田市民生委員児童委員協議会、スクールソーシャルワーカー*、スクールカウンセラー*
【下田市健康づくり推進協議会】 健康増進計画の「休養・こころの健康」分野と自殺対策を連動させ施策の検討・評価等を実施します。	継続	市民保健課	賀茂医師会、賀茂歯科医師会、下田市国民健康保険運営協議会、下田市いきいきサポーター協議会等

(2) 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期発見、早期対応を図るため、早期の「気づき」が大切です。「気づき」のための人材育成を実施し、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう研修の機会を確保します。

1) 様々な職種を対象とした研修等

職員等の対応力向上のため、人材育成に努めます。

事業・内容	取組	担当課	関係機関
【職員の研修】 職員研修の1つとして、自殺対策につながる講座を導入することで全庁的に自殺対策を推進するための人材の育成を図ります。	新規	統合政策課	賀茂健康福祉センター
【職員の健康管理】 職員の心身健康の保持・産業医との面談・ストレスチェックを実施し、必要に応じ健康相談室へつなげます。	継続	統合政策課	産業医、静岡県市町村職員共済組合
【学校保健委員会】 養護教諭が中心となる学校保健委員会において、児童生徒の様子を共有し、より効果的な対応について研修します。	継続	学校教育課	学校医
【生活困窮者自立支援員の育成】 生活困窮者の支援者に対して、利用者が直面しがちな様々な自殺のリスクについて学ぶ機会の情報提供し参加を促します。	継続	福祉事務所	下田市社会福祉協議会*

2) 一般市民を対象とした研修

地域住民と接する機会の多い民生委員*等を中心に地域における支え手を育成します。

事業・内容	取組	担当課	関係機関
【ゲートキーパー*研修会】 地域住民と接する機会の多い民生委員*や地域ボランティア等にゲートキーパー*研修を実施し、相談者やその家族の変化に気づき、寄り添いながら見守っていく役割を担う人材の育成に努めます。	継続	福祉事務所	賀茂健康福祉センター
【認知症サポーター*養成】 誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーター*を養成します。	継続	市民保健課	地域包括支援センター

事業・内容	取組	担当課	関係機関
【高齢者見守りネットワーク事業】 ひとり暮らし高齢者等を訪問する機会のある事業所と協定を結び、異常のある時は市に通報してもらうことにより、問題の早期発見、解決に努めます。	継続	市民保健課	配食サービス事業者、新聞店、宅配業者、タクシー事業者等

(3) 市民への啓発と周知

自殺は誰にでも起こり得るものであり、その場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを、市民に啓発していく必要があります。市民が、自身の不調や周りにいる自殺を考えている人の存在に気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて適切に対処できるよう取り組みます。

1) 自殺予防週間及び自殺対策強化月間における普及啓発

自殺対策基本法第7条第2項で法定化されている、9月10日（世界自殺予防デー）から16日までの自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間を中心に、いのちの大切さや自殺予防に関する正しい知識の普及を図るとともに、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができるよう啓発事業を実施します。

事業・内容	取組	担当課	関係機関
【図書館でのポスター・パネル展示】 自殺対策強化月間にあわせ図書館の展示スペースを活用したポスター・パネル展示、関連本の特集、リーフレット、啓発品の配布を実施します。	新規	生涯学習課	下田市立図書館
【自殺予防週間、自殺対策強化月間の周知】 ポスター掲示、街頭キャンペーンを実施し啓発を図ります。 通知封筒や公用車（ステッカー貼付）を利用し周知に努めます。	継続 (一部新規)	福祉事務所	賀茂健康福祉センター
【自殺予防の意識啓発及び相談窓口の周知】 庁内窓口や関係機関に自殺予防対策の基本知識を理解できるリーフレットを設置するとともに相談窓口の周知を図ります。	継続	福祉事務所	下田市社会福祉協議会* 賀茂障害者就業・生活支援センターわ、南伊豆地域生活支援センターふれあい
【統計書の作成】 統計書の作成等市独自の自殺統計、リスク要因に関する分析結果等を掲載し情報を提供します。	継続	統合政策課	

2) 児童生徒・市民・勤労者向け講演会

こころの健康等、様々な分野をテーマに、児童生徒、市民や勤労者を対象に講演会を開催し知識の普及・啓発を行います。

事業・内容	取組	担当課	関係機関
【会員制交流*サイト研修】 児童生徒に会員制交流サイト*におけるマナーやメリット・デメリット、使用方法や個人情報の大切さを理解してもらいトラブルに巻き込まれないよう啓発します。	継続	学校教育課	
【健康教育】 （こころの健康等） 一般市民を対象にうつ病予防やこころの健康、上手な睡眠の取り方等について講座を開催します。	継続	市民保健課	賀茂健康福祉センター
【赤ちゃんふれあい体験会】 児童生徒等に対して、助産師、妊婦等の体験談や実際に乳児とふれあう機会を提供することにより、いのちや性の大切さや子育てに対する愛情等を確認・啓発します。	継続	学校教育課 市民保健課 福祉事務所	下田市子育て支援ネットワーク
【性に関する指導推進事業】 県立高校に産婦人科医、助産師を講師として派遣し、性に関する指導の充実を図り望まない妊娠や性被害を防ぎます。	継続	市民保健課	賀茂健康福祉センター

3) メディアを活用した普及啓発

新聞、ケーブルテレビや市ホームページを通じてこころの健康づくりや相談窓口等について情報提供していきます。

事業・内容	取組	担当課	関係機関
【広報等行政情報の発信】 広報しもだ、回覧、ホームページ、フェイスブック*を活用し情報を発信します。	継続	統合政策課	
【新聞の活用】 各種相談会・講演会等について情報を提供します。	継続	福祉事務所	賀茂健康福祉センター、賀茂障害者就業・生活支援センターわ
【有線テレビの活用】 有線テレビのお知らせコーナー等を利用し情報を発信します。	継続	福祉事務所	賀茂健康福祉センター

(4) 生きることの促進要因への支援

社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組を推進します。

1) 相談体制の充実と支援方法についての情報提供

悩み事を抱えている人を適切な相談機関につなげるため、地域における相談体制の充実やパンフレット等を活用した周知を図ります。

事業・内容	取組	担当課	関係機関
【下田市支え合いシート】 窓口で何度も同じ相談に来る等対応が困難な場合、下田市支え合いシートを活用し、必要な相談窓口につなげます。	新規	福祉事務所	
【公害等に関する苦情相談】 公害に係る苦情相談に対応し、トラブルを未然に防止します。	継続	環境対策課	
【住民ガイドブックの発行】 『市民便利帳』の中に様々な生きるための支援に関する相談先等の情報を掲載し情報の周知を図ります。	継続	統合政策課	
【市民相談員による市民相談】 住民からの行政相談、生活相談を受けて問題解決に向け支援をします。	継続	市民保健課	
【顧問弁護士による市民相談】 住民からの法律相談を受けて問題解決に向けて支援をします。	継続	市民保健課	
【すくすく子ども相談会】 発達に不安を抱える児の家族等からの相談を受けて問題の解決に向けて支援します。	継続	市民保健課	賀茂健康福祉センター
【1歳、1歳6か月、2歳、2歳6か月、3歳児歯科健康診査・歯科相談】 子どもの歯科検診は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会であるため貧困家庭や虐待防止等の施策と連動させ包括的な支援を行います。同時に育児相談を実施し育児不安・ストレス等の軽減に努めます。	継続	市民保健課	市内歯科医師、家庭児童相談員*
【乳幼児総合発達相談】 発達障害のある乳幼児とその家族等からの相談に専門職（医師、心理士等）が応じ不安の軽減等を図ります。	継続	市民保健課	賀茂健康福祉センター
【健康に関する相談】 『がんよろず相談』や健康相談等で保健師や専門家が相談を受けて医療機関等につなげます。	継続	市民保健課	
【介護給付に関する相談】 相談を通じて家族等の負担軽減を図ります。	継続	市民保健課	
【ガイドブック作成】 『下田市の高齢者・障害者福祉サービスのご案内』を作成し相談窓口の情報を提供します。	継続	福祉事務所	

事業・内容	取組	担当課	関係機関
【障害児支援に関する相談】 障害を抱える保護者への相談支援を通じ保護者の負担軽減を図ります。	継続	福祉事務所	すまいる
【障害者虐待相談】 障害者虐待防止センターを設置し障害者の虐待相談、調査、一時保護等を行い支援します。	継続	福祉事務所	
【障害者支援センターによる障害者相談】 精神・身体・知的障害者に対し、来所面談、電話相談、自宅等を訪問し生活上の様々な問題を解決できるよう支援先につなげます。	継続	福祉事務所	南伊豆地域相談支援センターふれあい、オリブ、すまいる
【障害者相談員による相談】 精神・身体・知的相談を実施し必要な情報を提供し支援先につなげます。	継続	福祉事務所	下田市障害者相談員
【精神保健福祉相談】 精神障害者及び家族からの相談に対応し、関係機関と連携し問題の解決に努めます。	継続	福祉事務所	賀茂健康福祉センター、南伊豆地域相談支援センターふれあい、賀茂障害者就業・生活支援センターわ
【民生委員・児童委員*による相談】 地域住民にとって身近な相談窓口として住民の相談に対応し、必要な情報を提供し支援先につなげます。	継続	福祉事務所	下田市民生委員児童委員協議会
【こころの健康相談会】 県が実施するこころの健康に関する精神科医による相談会の情報を周知します。	継続	福祉事務所	賀茂健康福祉センター

- ※児童生徒の相談は、基本施策3-(4)-2『児童生徒のいじめに関する相談・支援』参照
- ※児童虐待相談は、基本施策3-(4)-3『児童虐待被害者等への支援』参照
- ※ひきこもり相談は、3-(4)-5『ひきこもりに対する支援』参照
- ※妊産婦相談は、基本施策3-(4)-8『妊産婦への支援』参照
- ※自殺未遂者相談は、3-(4)-9『自殺未遂者に対する支援』参照
- ※遺族相談は、3-(4)-10『遺された人への支援』参照
- ※高齢者・介護相談は、重点施策4-(1)『高齢者対策』参照
- ※生活困窮者相談は、重点施策4-(2)『生活困窮者対策』参照
- ※勤労者相談は、重点施策4-(3)『勤務・経済対策』参照

2) 児童生徒のいじめに関する相談・支援

いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることを周知徹底し、すべての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応します。また学校において、子どもが自分自身の大切さを自覚するとともに、危機的状況を自分で切り抜けるための知識や方法を学び、たくましく生きるための力を養います。

事業・内容	取組	担当課	関係機関
【下田市いじめ問題対策連絡協議会】 下田市いじめ問題対策連絡協議会における各学校からの報告や情報共有により、組織的にいじめ防止を検討協議し、効果的な対応を図ります。	新規	学校教育課	静岡地方法務局下田支局、賀茂児童相談所、下田警察署、PTA連絡協議会、人権擁護委員、民生・児童委員*、福祉事務所、スクールソーシャルワーカー*、スクールカウンセラー*
【いじめ問題対策委員会(各学校)】 各小中学校に設置される委員会において対象となる児童生徒の問題、対策等について協議し、いじめを未然に防ぎます。	新規	学校教育課	スクールソーシャルワーカー*スクールカウンセラー*
【下田市いじめ問題対策専門委員会】 教育委員会や各学校におけるいじめの対応策について調査報告を行い、いじめの防止や深刻化を防ぎます。	新規	学校教育課	弁護士、医師、臨床心理士 社会福祉士、元校長
【スクールカウンセラー*による児童生徒面談】 スクールカウンセラー*による児童生徒への個別面談を実施し、より詳細な児童生徒の様子を把握し、問題の深刻化を防ぎます。	継続	学校教育課	スクールカウンセラー
【いじめ相談】 家庭児童相談員による相談を実施し、支援先につなげます。	継続	福祉事務所	
【人権啓発】 学校及び関係機関と連携を図りながら、子ども人権110番の周知、子どもの人権SOSミニレターの配布等を通し、子どもをめぐる様々な人権の問題の解決にあたります。	継続	福祉事務所	静岡地方法務局下田支局、人権擁護委員
【人権相談】 人権擁護委員が家庭内や学校での虐待やいじめ、差別等について相談を行います。	継続	福祉事務所	静岡地方法務局下田支局

3) 児童虐待被害者等への支援

児童虐待は、子どもの心身の発達と人格の形成に重大な影響を与え、自殺のリスク要因ともなり得ます。児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待をうけた子どもの適切な保護・支援を図るため、賀茂児童相談所等と連携し相談支援、一時保護体制を強化するとともに、社会的養護の充実に努めます。

事業・内容	取組	担当課	関係機関
【下田市要保護児童対策地域協議会】 虐待が疑われる児童生徒や、支援対象家族で自殺リスクが高いと思われる保護者等について、早期に支援につなげられるよう関係機関の連携体制の強化を図ります。	継続	福祉事務所	静岡地方法務局下田支局、賀茂児童相談所、賀茂健康福祉センター、下田警察署、賀茂医師会、主任児童委員等
【虐待相談】 家庭児童相談員*等による相談を実施し、問題解決に努めるとともに必要な支援先につなげます。	継続	福祉事務所	賀茂児童相談所、下田警察署、家庭児童相談員*
【こんにちは赤ちゃん訪問】 生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し育児に関する相談、子育て支援に関する情報を提供し虐待の早期発見に努めます。	継続	福祉事務所	こんにちは赤ちゃん訪問員

4) ひとり親家庭等に対する支援

子育てと生計の維持を一人で担い、様々な困難を抱えていることが多いひとり親家庭等を支援するため、相談・指導・助言を行い、必要に応じて他の支援機関につなげ、総合的・包括的な支援を推進します。

事業・内容	取組	担当課	関係機関
【児童扶養手当の支給】 離別や死別等によるひとり親家庭等に手当を支給し生活を支援します。	継続	福祉事務所	
【ひとり親家庭等医療費助成】 医療機関で受診した時の費用のうち、社会保険各法に規定する保険給付の対象となる自己負担分を全額助成し生活を支援します。	継続	福祉事務所	
【ひとり親家庭就学支援】 児童扶養手当を受給しているひとり親家庭等で、市内の小学校に入学するお子さんの就学に必要な物品を購入する場合、その購入費用の一部を助成し生活を支援します。	継続	福祉事務所	
【ひとり親訓練給付】 ひとり親の就労につながる訓練給付費を支給し経済的な負担を軽減します。	継続	福祉事務所	
【母子生活支援】 母子で一緒に過ごせる施設への入所を支援します。	継続	福祉事務所	

5) ひきこもりに対する支援

ひきこもり状態で悩む本人及び家族等の孤立・深刻化を防ぐため、静岡県ひきこもり支援センターや賀茂健康福祉センターと連携し、地域全体における包括的なひきこもり対策を推進します。

事業・内容	取組	担当課	関係機関
【ひきこもり相談】 保健師等が、ひきこもり相談に対応し必要な情報を提供し支援先につなげます。	継続	福祉事務所	賀茂健康福祉センター
【ひきこもり相談会】 様々な要因が重なって、職場や学校に通ったり、友人と連絡を取ったり等の外部の世界に接することが極端に少なくなり、自宅以外での居場所が長期間にわたりなくなっている状態の方の相談会を周知し支援先につなげます。	継続	福祉事務所	賀茂健康福祉センター
【居場所づくり】 コミュニティ・スペース『めばえ』について情報を提供します。	継続	福祉事務所	賀茂健康福祉センター
【家族交流会】 家族の交流会『つばさ』について情報を提供します。	継続	福祉事務所	賀茂健康福祉センター

6) 性的マイノリティ（性的少数派）への支援

LGBT*等性的マイノリティの人々は、社会や地域の未理解や偏見等の社会的要因によって自殺念慮を抱えることもあることから、これらの人々に対する理解を促進します。

事業・内容	取組	担当課	関係機関
【人権相談】 家庭内や職場での差別等について相談を行います。	継続	福祉事務所	静岡地方法務局下田支局
【相談窓口の周知】 悩み等を相談できる、よりそいホットライン（24時間365日対応）等相談窓口の周知に努めます。	継続	福祉事務所	

7) 生活習慣病*・がんの早期発見と重症化予防の支援

健診・相談等で病気の早期発見、重症化予防に努めます。

事業・内容	取組	担当課	関係機関
【特定健康診査*・がん検診】 特定健康診査*やがん検診等の受診を奨励し、生活習慣病*やがんの早期発見及び重症化予防に努めます。	継続	市民保健課	市内医療機関

8) 妊産婦への支援

自殺の要因となる産後うつや育児ストレス等を予防するとともに、早期発見し支援につなげることが大切です。

事業・内容	取組	担当課	関係機関
【子育てネットワーク】 子育て支援に係る団体間のネットワークを形成し年間を通じた居場所の提供を行います。	継続	統合政策課	下田市子育て支援ネットワーク
【母子手帳交付】 母子手帳交付を通じて特定妊婦を把握し必要な支援につなげます。	継続	市民保健課	
【新生児訪問】 訪問時に、エジンバラ質問票*等を実施し産後うつや乳児を抱えた母親の抱えがちな自殺リスクの早期発見に努めます。	継続	市民保健課	
【育児相談】 産後うつや育児ストレスに対し保健師等が必要な助言指導を実施します。	継続	市民保健課	子育て支援センター
【こんにちは赤ちゃん訪問】 生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し育児に関する相談、子育て支援に関する情報を提供し虐待の早期発見に努めます。	継続	福祉事務所	こんにちは赤ちゃん訪問員
【リトルママの会】 赤ちゃんとのふれあいを通しお子さんとゆったりした時間を過ごし、母親同士の交流を深め育児不安の解消を図ります。	継続	市民保健課	
【産婦健康診査】 出産後2週間、1か月の産婦を対象に、問診、診察、体重・血圧測定、こころの健康チェックを実施し心身の健康をサポートします。	新規	市民保健課	市内産婦人科医
【産後ケア事業】 退院後に自身の体調や育児に不安を感じ、入院や通院による支援を必要とする5か月未満のお子さんと母親を対象に宿泊型・日帰り型で母子のケアや授乳指導、育児相談を実施します。	新規	市民保健課	市内産婦人科医
【離乳食教室】 生後5～6か月児を対象に離乳食に関する教室を開催し、不安や問題について気づき必要な支援につなげます。	継続	市民保健課	

9) 自殺未遂者に対する支援

自殺未遂で医療機関を受診した方の身体的・精神的ケアを県と共同で実施し、自殺未遂者及びその家族等身近な支援者への支援を実施します。

事業・内容	取組	担当課	関係機関
【自殺未遂者相談】 医療機関、警察等からの情報提供を受け、関係機関と連携し自殺未遂者の支援を行います。	継続	福祉事務所	賀茂健康福祉センター 賀茂児童相談所 下田警察署 各医療機関
【支援者の人材育成】 自殺未遂者及び家族等の身近な支援者に対する支援方法の研修会等へ参加します。	継続	福祉事務所	賀茂健康福祉センター

10) 遺された人への支援

自殺により遺された人に対し必要な支援情報を提供します。

事業・内容	取組	担当課	関係機関
【すみれ相談会】 遺族の自助グループによる相談会の情報についてホームページや広報、リーフレット等で周知します。	継続	福祉事務所	すみれ会 賀茂健康福祉センター 精神保健福祉センター
【東部わかちあい すみれ会】 家族や友人を失った遺族が集い、わかち合うための会の情報についてホームページや広報、リーフレット等周知します。	継続	福祉事務所	すみれ会、 精神保健福祉センター

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

自殺対策基本法の改正により、学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進が盛り込まれました。また、市内小中学生の意識調査で悩み事がある時の相談相手について全体の46.2%が家族にほとんど相談しないと回答しているため問題を抱える前の段階から対策を講じる必要があります。

1) SOSの出し方に関する理解の促進

児童生徒にトラブル発生時のSOSの出し方について理解を図ります。

事業・内容	取組	担当課	関係機関
【会員制交流サイト*研修】 児童生徒に会員制交流サイト*におけるマナーやメリット・デメリット、使用方法や個人情報の大切さを理解してもらいトラブルに巻き込まれないよう啓発します。	継続	学校教育課	

2) 児童生徒からのSOSに対応する支援体制の整備

児童生徒のSOSに気づきこころの相談等に対応できる体制づくりを図ります。

事業・内容	取組	担当課	関係機関
【スクールキャンパス啓発】 若年層の消費者トラブルを未然に防止するため、賀茂広域消費生活センターによる小・中・高校生向けの出前講座を実施し相談先等の周知を図ります。	継続	産業振興課	賀茂広域消費生活センター
【人権啓発】 学校及び関係機関と連携を図りながら、子ども人権110番の周知、子どもの人権SOSミニレターの配布等を通し、子どもをめぐる様々な人権問題の解決にあたります。	継続	福祉事務所	静岡地方法務局下田支局
【相談窓口の周知】 よりそいホットライン(24時間365日対応)、若者こころの電話相談、家庭児童相談室相談事業等相談窓口の周知を図ります。	継続	福祉事務所	
【スクールソーシャルワーカー*定例会】 学校現場にて福祉の視点から気になる児童生徒を見守り、問題発生を未然に防ぐことにつなげます。	継続	学校教育課	スクールソーシャルワーカー*

4 重点施策

(1) 高齢者対策

高齢者においては、閉じこもりやうつ状態になることを予防することが、介護予防からの観点からも必要であり、地域の中で生きがい、役割を持って生活できる地域づくりを推進します。また、介護者の負担を軽減するため、地域包括支援センターその他関係機関等との連携協力体制の整備や相談等が円滑に実施されるよう努めます。

1) 包括的な支援体制の整備

健康、医療、介護等に関する様々な関係機関と連携し包括的な支援体制を整備します。

事業・内容	取組	担当課	関係機関
【キャラバンメイト*連絡会】 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症サポーター*を養成し、認知症と思われる高齢者等の見守りや家族の支援を行います。	継続	市民保健課	
【在宅医療・介護連携体制の推進】 在宅療養する患者に対し、医療・介護を適切に連携する支援を実施し本人及び介護者の負担軽減に努めます。	継続	市民保健課	下田メディカルセンター

事業・内容	取組	担当課	関係機関
【認知症初期集中支援チームの設置】 認知症初期集中支援チームを設置し認知症サポート医師と協力し、認知症の初期対応を実施し本人及び家族の負担軽減に努めます。	継続	市民保健課	認知症サポート医
【生活支援体制整備事業の推進】 コーディネーター及び協議体の活動により、住民主体のサービスを創出し、介護予防・社会参加等の機会を作り閉じこもり予防により本人及び家族の負担軽減に努めます。	継続	市民保健課	下田市社会福祉協議会*

2) 高齢者の健康づくり、社会参加及び居場所づくり

様々な関係機関と連携しながら高齢者の社会貢献や生きがいづくりを促進するとともに悩みを抱えた人のひきこもりや孤立を予防するため居場所づくりを推進します。

事業・内容	取組	担当課	関係機関
【青少年・成人活動推進】 高齢者対象の寿大学、スポーツ教室等を開催し喪失感や孤独感の緩和を図ります。	継続	生涯学習課	
【居場所づくり支援】 地域ボランティアによる居場所づくりを支援します。	継続	市民保健課	下田市社会福祉協議会*
【こころの健康に関する研修】 依頼のあった団体にうつ病予防やこころの健康等についての講座を開催します。	継続	市民保健課	賀茂健康福祉センター
【高齢者生きがい、健康づくり】 老人クラブ連合会に委託し絵手紙教室、スポーツ大会、老人演芸大会等を実施します。	継続	福祉事務所	老人クラブ連合会 下田市社会福祉協議会*
【シルバー人材センター*運営補助】 下田シルバー人材センター*の運営に補助を行い、働く意欲を持っている健康な高齢者のための生きがいづくり事業を支援します。	継続	福祉事務所	下田市シルバー人材センター*

3) 高齢者や介護者に対する相談・支援

高齢者の様々な問題に対し相談・生活支援を実施します。

事業・内容	取組	担当課	関係機関
【特別在宅収集】 戸別訪問による特別在宅収集支援により、高齢者を見守り異状の早期発見・早期支援に努めます。	継続	環境対策課 福祉事務所	

事業・内容	取組	担当課	関係機関
【高齢者の総合相談】 医療・福祉・介護等の相談を行い、不安の軽減や生活支援に結びつけます。	継続	市民保健課	
【認知症高齢者等事前登録事業】 認知症等の理由により徘徊が心配される高齢者を事前登録し、徘徊高齢者本人の、早期保護による安全の確保と、徘徊高齢者等を介護する家族の負担の軽減に努めます。	継続	市民保健課	下田警察署
【介護予防・日常生活支援総合事業】 介護保険未利用者で、閉じこもり傾向や、身体面や精神面での不安を抱える方に訪問・通所等のサービスを実施し不安の軽減に努めます。	継続	市民保健課	
【一般介護予防事業*】 すべての65歳以上の市民を対象に介護予防教室として水中運動や脳トレ教室等への参加の機会を作り、閉じこもりを防止し、相談等に結びつけます。	継続	市民保健課	
【認知症ケアパス*作成】 認知症治療の流れや、相談や受診の流れを示した、認知症ケアパス*を作成し不安の軽減や家族介護者の負担の軽減に努めます。	継続	市民保健課	
【介護用品(紙おむつ等)支給事業】 重度要介護者を介護する介護者に紙おむつ等を支給し介護者の経済負担を軽減します。	継続	市民保健課	
【在宅寝たきり高齢者等介護手当の支給】 寝たきり高齢者、認知症高齢者と生活をともにする介護者に手当を支給し、介護者の経済的負担を軽減します。	継続	市民保健課	
【家族介護支援事業】 在宅で高齢者を介護している家族や介護に関心のある方を対象に、介護者サロンや手軽にできるマッサージ講座等を行い、介護者の慰労や介護に関する知識・技術の習得に努めます。	継続	市民保健課	下田市社会福祉協議会*
【緊急通報装置の設置】 通報装置を設置することで、在宅のひとり暮らしの高齢者等の生活の安全を確保するとともに不安の解消に努めます。	継続	福祉事務所	下田消防署
【高齢者等給食サービス】 ひとり暮らしの高齢者等で日常生活の食事の準備が困難な方に、栄養のバランスのとれた食事(夕食のみ)を提供し生活を支援します。	継続	福祉事務所	下田市社会福祉協議会*

(2) 生活困窮者対策

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、自殺対策に関わる関係機関等と緊密に連携します。

1) 相談体制の整備

多機関が連携し、生活困窮者を自殺ハイリスク者と捉えて、相談支援をします。

事業・内容	取組	担当課	関係機関
【納税相談】 納税相談に訪れた市民に対し、必要に応じて他の相談窓口を案内することで、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性のある方を支援につなげます。	継続	税 務 課	
【上下水道料金徴収】 上下水道料金の滞納整理の際に、生活困窮者に対し必要に応じて相談窓口につなげます。	継続	上下水道課	
【市営住宅】 市営住宅の入居申込みや使用料の滞納整理の際に、困難な状況を聞き取った場合は、必要に応じて相談窓口につなげます。	継続	建 設 課	
【消費生活対策】 消費者金融、多重債務者相談等の相談や情報提供を実施し、困難な状況を聞き取った場合は、必要に応じて相談窓口につなげます。	継続	産業振興課	賀茂広域消費生活センター
【保育料等納入促進】 保育料等の滞納整理の際に、生活困窮者に対し必要に応じて相談窓口につなげます。	継続	学校教育課	
【養護老人ホーム*への入所相談】 65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者の入所手続きの際に、困難な状況を聞き取った場合は、必要に応じて相談窓口につなげます。	継続	福祉事務所	
【生活困窮者自立支援】 （自立相談支援） 下田市くらし支援センターでの生活困窮者自立支援制度の周知を図ります。	継続	福祉事務所	下田市社会福祉協議会*、 下田公共職業安定所

2) 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援

生活困窮者支援制度と連動し個別支援を実施します。

事業・内容	取組	担当課	関係機関
【生活困窮者自立支援】 （家計改善支援） 家計の状況を「見える化」し、家計管理の意欲を引き出す相談支援を行い、多重債務等からの生活の再建を図ります。	新規	福祉事務所	下田市社会福祉協議会*
【生活困窮者自立支援】 （住宅確保給付金） 離職された方で、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失する恐れがある方に対し、住宅確保給付金を支給します。	継続	福祉事務所	下田市社会福祉協議会*
【生活困窮者自立支援】 （子どもの学習支援） 主に教育委員会による就学援助受給世帯が対象ですが、子どもの居場所づくりの側面も持たせるため、募集にあたっては全児童生徒を対象とし夏季休業中を利用した集合型で実施します。	継続	福祉事務所	下田市社会福祉協議会*
【生活保護受給者等就労自立促進】 就労支援員が下田公共職業安定所と連携し求職活動支援を実施します。	継続	福祉事務所	下田公共職業安定所
【就学援助と特別支援教育就学奨励】 経済的理由等により、就学困難な児童生徒、あるいは障害を有する、又は特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、給食費・学用品等を補助します。	継続	学校教育課	下田市民生委員児童委員協議会
【ホームレス実態調査】 路上生活者に対し定期巡回により実態調査を行い、適切な支援先につなげます。	継続	福祉事務所	
【生活福祉資金貸付】 関係機関等と連携し、低所得者や高齢者世帯、障害者世帯の生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉や社会参加の促進を図っていきます。	継続	福祉事務所	下田市社会福祉協議会*

（３） 勤務・経営対策

各種ハラスメント、過労死、過労自殺することなく健康で充実して働き続けることができる労働環境を整えます。

また、職場でのストレスチェック制度の徹底を呼びかけます。

1) 勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けた支援体制の構築

働く人が抱える職場環境等の様々な問題の解決にむけ関係機関で連携し支援します。

事業・内容	取組	担当課	関係機関
【就労相談・就労セミナー】 国、県が実施する若年者の就労相談・就労セミナーについて情報提供します。	継続	産業振興課	下田商工会議所
【中小企業資金融資】 低利の融資、緊急助成等中小企業資金融資を行い、相談者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談窓口につなげます。	継続	産業振興課	下田商工会議所
【商工会議所と連携した経営者支援セミナー】 商工会議所と連携した経営者支援セミナーを開催し、経営者の問題状況に対し、相談窓口につなげます。	継続	産業振興課	下田商工会議所

5 その他生きる支援関連施策

各課の事業で自殺対策に関連させられる可能性がある事業を掲載。

事業名 【担当課】	自殺対策からの事業のとらえ方	基	基	基	基	基	重	重	重
		ネットワーク	人材育成	啓発周知	生きる促進	児童SOS	高齢者	生活困窮	勤務
公園の管理及び設置に関する事務 【建設課】	挙動不審者を発見したときは、関係機関と連携し支援につなげることが、期待されます。	●			●				
遊歩道管理事業 【観光交流課】	巡回パトロール時に、危険な箇所や不審者等を見かけた際には関係機関と連携し支援につなげることが期待されます。	●			●				
男女共同参画推進事業 【統合政策課】	女性に偏りがちな育児や家事、介護等の分担を図ることや働き方改革の推進による労働時間の見直し等を図ることで、自殺等のリスク軽減が期待されます。			●	●				
市民協働型まちづくり推進事業 【統合政策課】	地域の課題のひとつとして自殺問題を取り上げることで、行政と民間が連携し地域づくりとして自殺対策を推進するための基盤づくりが期待されます。	●		●	●				
市行政協力委員事務 (区長連絡協議会) 【統合政策課】	研修会等により、地域に自殺問題があること、周囲の発見や協力で防ぐことが出来る可能性があることなどを認識することで、住民間での意識の醸成と事業の周知が期待されます。			●					
青少年健全育成事務 【生涯学習課】	下田市青少年健全育成連絡協議会において、青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有してもらい、地域の青少年を地域で守るという意識の向上につなげます。各地区で世代間交流することにより、地域の若年層の抱える悩みや問題を把握する情報収集の機会となる可能性があります。	●	●	●					

事業名 【担当課】	自殺対策からの事業のとりえ方	基	基	基	基	基	重	重	重
		ネット ワーク	人材 育成	啓発 周知	生きる 促進	児童 SOS	高 齢 者	生活 困窮	勤 務
あじさい指導教室 における児童生徒 への個別対応 【学校教育課】	不登校等により学校に登校できない児童生徒に寄り添い、学習支援をはじめ、学校復帰への調整・支援を実施します。	●	●			●			
青少年補導センター 事業 【生涯学習課】	深夜の徘徊等、「非行」と思われる行動が、悩みを抱える青少年からの「SOS」である可能性があります。 青少年の非行防止、犯罪被害防止等についての広報啓発活動を行うことで、広く住民に青少年を取り巻く環境を理解してもらい、青少年への声掛けをしてもらう中で、気づき役やつなぎ役としての役割となり得る人が増える可能性があります。	●	●	●		●			
各学校からの 月例報告 【学校教育課】	教育委員会において各学校から不登校・いじめ等の問題行動について報告を受け、深刻な場合は下田市不登校児等対策連絡協議会において情報共有します。	●				●			
保育・幼児教育の実施 【学校教育課】	保育士等による、保護者家庭のリスクを早期に発見し、他の機関へとつなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担うことが期待されます。	●				●			
放課後児童対策事業 【学校教育課】	指導員等による、児童・保護者家庭のリスクを早期に発見し、他の機関へとつなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担うことが期待されます。	●				●			
ファミリーサポート センター事業 【学校教育課】	まかせて会員による、児童・保護者家庭のリスクを早期に発見し、他の機関へとつなぐ等、気づき役やつなぎ役の役割を担えるようになる可能性があります。	●	●			●			
地域子育て支援 センター事業 【学校教育課】	交流の場の提供、相談等により、子育てに対する不安解消、社会からの孤立を防止するとともに、子育て支援員により児童・保護者家庭のリスクを早期に発見し、他の機関へとつなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担うことが期待されます。	●				●			
成年後見*推進事業 【市民保健課】	市民後見人養成講座(社会福祉協議会*に委託)を実施し、地域内の成年後見*利用を促進することにより、権利擁護の面から本人支援につながると考えられます。 成年後見*市長申立に関する事務・相談・支援時、自殺対策との連動性を高めていくことが期待されます。	●	●	●			●		

事業名 【担当課】	自殺対策からの事業のとらえ方	基	基	基	基	基	重	重	重
		ネットワーク	人材育成	啓発周知	生きる促進	児童SOS	高齢者	生活困窮	勤務
地域医療連携 計画作成事業 【市民保健課】	計画の次期改訂の際、計画の中で自殺対策について言及することで、自殺対策との連動性を高めていくことが期待されます。				●				
ヘルスマイト 養成講座 【市民保健課】	食生活に問題があり、生活習慣病*等に罹患する人の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の困難を抱えて自殺のリスクが高い人も少なくないと思われます。 推進員の養成講座の中に、自殺対策の視点を入れ込むことにより、推進員が自殺のリスクを早期に発見し、適切な支援先へつなげることが期待されます。				●				
食生活改善事業 【市民保健課】	食生活に問題があり生活習慣病*等に罹患する人の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の問題ゆえに自殺のリスクが高い人も少なくないと思われます。 活動において、生活習慣病*を切り口に住民の生活状況把握等を行うことで、自殺のリスクが高い人を、個別相談や継続支援につなげることが期待されます。				●				
健康づくり推進協議会 (いきいきサポーター) 【市民保健課】	推進員にゲートキーパー*研修を受講してもらい、リスクの高い方を支援先につなげることが期待されます。	●	●		●				
健康増進計画 推進事業 【市民保健課】	計画の次期改訂の際、計画の中で自殺対策について言及することで、自殺対策との連動性を高めていくことが期待されます。				●				
公立病院 (下田メディカルセンター) 【市民保健課】	地域住民の信頼と期待に応えうる地域医療の担い手として、また、地域包括ケアシステムにおける高度急性期・急性期医療を提供する地域の中核的な医療機関として、総合診療基盤に基づく高度・専門医療の提供を行います。				●				
賀茂地区障害者 計画・障害福祉計画・ 障害児計画 【福祉事務所】	障害者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を模索することにより、両事業の更なる連携が期待されます。	●			●				
手話奉仕員養成講座 【福祉事務所】	手話奉仕員にゲートキーパー*研修を受講してもらうことにより、障害者の中で様々な問題を抱えて自殺リスクが高まった人がいた場合には、手話奉仕員が気づき・支援先につなぐ役割を担える可能性があります。	●	●		●				

事業名 【担当課】	自殺対策からの事業のとらえ方	基	基	基	基	基	重	重	重
		ネット ワーク	人 材 育 成	啓 発 周 知	生 き る 促 進	児 童 S O S	高 齢 者	生 活 困 窮	勤 務
訓練等給付に関する事務 【福祉事務所】	障害者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげることにより自殺リスクの軽減につながる可能性があります。				●				
各種手帳 (身体・知的・精神) 交付申請受付 【福祉事務所】	申請時に、本人や家族等と対面する機会を活用し、問題の早期発見・早期対応への接点となる可能性があります。				●				
心身障害者 手当支給事務 【福祉事務所】	申請時に、本人や家族等と対面する機会を活用し、問題の早期発見・早期対応への接点となる可能性があります。				●				
障害者差別解消 推進事業 【福祉事務所】	相談対応時、自殺リスクを抱えた人の把握、支援につなぐことができる可能性があります。				●				
地域自立支援協議会 【福祉事務所】	医療や福祉等関係機関で構築されたネットワークは、自殺対策を展開する上での基盤となることが期待されます。	●							
地域福祉推進事業 【福祉事務所】	地域の自殺実態や対策の情報、要支援者の安否情報の収集など関係者で情報の共有することで、両施策の連動を図ることが期待されます。	●	●	●	●				
育児用品購入助成 【福祉事務所】	満1歳に満たない乳児に係る育児用品を購入した保護者に対し、助成金申請の際、問題の早期発見・早期対応への接点となる可能性があります。				●			●	
総合福祉会館の 指定管理者制度 による運営 【福祉事務所】	指定管理者である社会福祉協議会*が、高齢者及び障害者等の相談から必要な支援につなぐことが期待されます。	●					●		
生活保護施行に 関する事務 【福祉事務所】	生活保護受給者は、受給していない人に比べて自殺リスクが高く、相談・支援の提供は、そうした人々に支援する機会となります。	●			●			●	
生活保護各種扶助 支給事務 【福祉事務所】	扶助支給事務を通じて、本人や家族の問題を把握し、必要に応じ適切な支援につなげることにより自殺リスクを低減させることが期待されます。	●			●			●	
法外援護事業 【福祉事務所】	生活困窮者、DV被害者の不測の事態に対応し問題状況を把握し支援につなぐことが期待されます。	●			●			●	
行方不明者の 捜索保護活動 【防災安全課】	行方不明者の捜索・保護活動時、本人や家族等と対面する機会を活用し、問題の早期発見・早期対応への接点となる可能性があります。				●		●		

6 取組目標

◆地域におけるネットワークの強化 基本施策 3-(1)

指 標	現 状	目 標	関係課
下田市いのち支える自殺対策推進本部会議の開催	平成29(2017)年度 -	平成35(2023)年度 1回以上/年	福祉事務所

◆自殺対策を支える人材の育成 基本施策 3-(2)

指 標	現 状	目 標	関係課
職員向けゲートキーパー*養成研修回数	平成29(2017)年度 -	平成35(2023)年度 1回/年	統合政策課
職員向けゲートキーパー養成研修アンケートで「自殺対策の理解ができた」と回答した人の割合	平成29(2017)年度 -	平成35(2023)年度 100%	福祉事務所
市民向けゲートキーパー*養成研修回数	平成29(2017)年度 1回/年	平成35(2023)年度 1回/年	福祉事務所
市民向けゲートキーパー*養成研修アンケートで「自殺対策の理解ができた」と回答した人の割合	平成29(2017)年度 -	平成35(2023)年度 70%	福祉事務所
認知症サポーター*養成数 (下田市第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画計画値)	平成21(2009)年度～ 平成29(2017)年度 1,421人	平成21(2009)年度～ 平成32(2020)年度 2,002人	市民保健課

◆市民への普及啓発と周知 基本施策 3-(3)

指 標	現 状	目 標	関係課
図書館での自殺予防月間コーナー設置	平成29(2018)年度 -	平成35(2023)年度 1回/年	生涯学習課
街頭啓発キャンペーン等啓発回数	平成29(2017)年度 2回/年	平成35(2023)年度 2回/年	福祉事務所
相談窓口一覧チラシの作成・配布	平成29(2017)年度 実施	平成35(2023)年度 継続	福祉事務所
こころの健康等に関する健康教育の実施回数	平成29(2017)年度 -	平成35(2023)年度 1回/年	市民保健課
地域相談機関を知っている市民の割合 (下田市健康増進アンケート)	平成29(2017)年度 -	平成35(2023)年度 70%	市民保健課
ゲートキーパー*を知っている市民の割合 (下田市健康増進アンケート)	平成29(2017)年度 -	平成35(2023)年度 70%	市民保健課

◆生きることの促進要因への支援 基本施策 3-(4)

指 標	現 状	目 標	関係課
下田市いじめ問題対策連絡協議会の開催	平成29(2017)年度 -	平成35(2023)年度 1回/年	学校教育課
特定健康診査*の受診率 (第4次下田市総合計画目標値)	平成29(2017)年度 29.4%	平成35(2023)年度 40.0%	市民保健課
特定保健指導* の実施率 (第2期データヘルス 計画目標値)	積 極 的 支 援 平成29(2017)年度 21.7%	平成35(2023)年度 35.0%	
	動 機 づ け 支 援 平成29(2017)年度 34.5%	平成35(2023)年度 35.0%	
こんにちは赤ちゃん 訪問の実施率	平成29(2017)年度 89.2% (91件/102件)	平成35(2023)年度 100.0%	市民保健課 福祉事務所
産後うつ質問票 (エジンバラ*)での9点以上 高得点者の割合	平成29(2017)年度 13.4%(9人/67人)	平成35(2023)年度 減少	市民保健課
自分なりのストレス解消法を 持つ人の割合 (第2期下田市健康増進計画目標値)	平成24(2012)年度 54.0%	平成31(2019)年度 67.0%	市民保健課
睡眠で休養が十分とれている 人の割合 (第2期下田市健康増進計画目標値)	平成24(2012)年度 69.9%	平成31(2019)年度 75.0%	市民保健課

◆児童生徒のSOSの出し方に関する教育 基本施策 3-(5)

指 標	現 状	目 標	関係課
児童生徒の「SOSの出し方 に関する教育」実施回数	平成29(2017)年度 小学校7/7校 中学校4/4校	平成35(2023)年度 小学校7校 中学校1校	学校教育課
会員制交流サイト* 研修会の実施回数	平成29(2017)年度 小学校6/7校 中学校3/4校	平成35(2023)年度 小学校7校 中学校1校	学校教育課

※ 中学校は、再編により1校に統合予定

◆高齢者対策 重点施策 4-(1)

指 標	現 状	目 標	関係課
60歳以上の自殺者数	平成24-29年合計 (2012) - (2017) 18人(40%)	平成30-34年合計 (2018) - (2022) 12.6人(30%減少)	福祉事務所 (厚生労働省統計)
80歳以上の自殺者数	平成24-29年合計 (2012) - (2017) 5人(11.1%)	平成30-34年合計 (2018) - (2022) 3.5人(30%減少)	福祉事務所 (厚生労働省統計)
生涯学習事業で「こころの健康、 生きがい、いのちの大切さ」に 関連した講座等の実施回数	平成29(2017)年度 0回/年	平成35(2023)年度 1回/年	生涯学習課
地域居場所数	平成29(2017)年度 16か所	平成35(2023)年度 40か所	市民保健課
認知症高齢者等 事前登録者数	平成29(2017)年度 0人	平成35(2023)年度 5人	市民保健課

◆生活困窮者対策 重点施策4-(2)

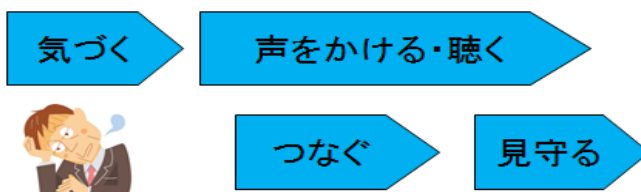
指 標	現 状	目 標	関係課
低所得者福祉等の社会保障の充実に満足している市民の割合 (第4次下田市総合計画目標値)	平成21(2009)年度 27%	平成32(2020)年度 50%	統合政策課
就労支援事業の利用のうち、 就労につながった件数	平成29(2017)年度 3件	平成35(2023)年度 増加	福祉事務所

◆勤務・経営対策 重点施策4-(3)

指 標	現 状	目 標	関係課
経営者支援セミナー等 において自殺対策に関連する 講演の機会を設ける回数	平成29(2017)年度 0回/年	平成35(2023)年度 1回/年	産業振興課
働きやすい環境の整備に 満足する市民の割合 (第4次下田市総合計画目標値)	平成21(2009)年度 7%	平成32(2020)年度 50%	統合政策課

ゲートキーパーとは

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて（傾聴）、必要な支援につなげ、見守る人のことです。



第4章 自殺対策推進体制

1 推進体制

(1) 下田市いのち支える自殺対策推進本部

市の関係行政機関が、自殺対策に関し、共通の認識を持ち、連携して自殺対策関連事業に取り組むことができるよう、本部会と幹事会を定期的に開催します。

(2) 下田市健康づくり推進協議会

市内の関係機関、民間団体等の相互の密接な連携を確保し、健康づくり対策を総合的かつ効率的に推進するため、定期的に開催します。

協議会は、医療、福祉、教育等の関係機関・団体により構成されています。

(3) 下田市いじめ問題対策連絡協議会及び専門委員会

市内の関係行政機関が、いじめ防止等に関する情報交換、対策、連携の在り方を協議し、重大事態発生時には、調査やいじめ防止等のための対策を実効的に行います。

(4) 下田市要保護児童対策地域協議会

市内の関係機関が、要保護児童、要支援児童、特定妊婦、虐待被害児童等への適切な対応を行うため定期的に開催します。

協議会は、医療、福祉、教育等の関係機関・団体により構成されています。

(5) 情報共有及び連携強化

必要に応じて、関係機関が把握している情報を共有し、積極的な意見交換を行うことにより、関係機関の連携を強化して自殺対策の推進に取り組みます。

2 関係者の役割

○ 市民の役割

自殺者の減少を図るため、市民一人ひとりが自殺対策の重要性を理解し、自殺対策に取り組むことが大切です。

また、自殺対策についての知識を学び、自らのこころの不調や身近な人たちの変化に気づき、適切に対処することが望まれます。

○ 家族の役割

最も身近な存在である家庭は、よき理解者・支援者がいる場所です。家族が安らげる憩いの場となるよう心がけお互いのこころの変化に気づき、不安や心配があるときは、早期に関係機関等に相談するよう助言することが大切です。

○ 地域の役割

地域には、民生委員*や市役所その他の身近な相談窓口があり、関係機関が連携し自殺の危険性の高い人への早期介入が期待されます。

若年者・高齢者ともに核家族及び単身世帯が増加しています。地域でのつながりを通じて地域で支え合う体制づくりが求められます。

○ 学校の役割

学校では、いのちの大切さを学ぶ体制を充実させ、いじめ問題への対応等の施策を通じて、自殺予防対策の充実を図ることが求められます。

また、児童生徒の日常的な心身の健康状態を把握し、いつもと違う様子に気づいた時は、家庭や関係機関等と連携し、早期発見・早期対応が出来る組織体制を学校内で整備し、子どもを守り育てるネットワークの構築が重要です。

○ 職場の役割

職場では、メンタルヘルス対策の充実、こころの健康問題に対する正しい知識の啓発・普及を行うとともに、こころの健康問題を相談しやすい環境整備が重要です。

職場でストレスチェックを実施し、必要な場合には産業医等専門機関につなげることが大切です。

○ 医療・保健の役割

自殺の危険性の高い人の早期発見に努め、適切な医療や支援につなげるために、かかりつけ医、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高める取組が求められます。

○ **関係機関・団体の役割**

自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の様々な分野の関係機関・団体と密接な連携が重要で、総合的な支援体制が求められます。

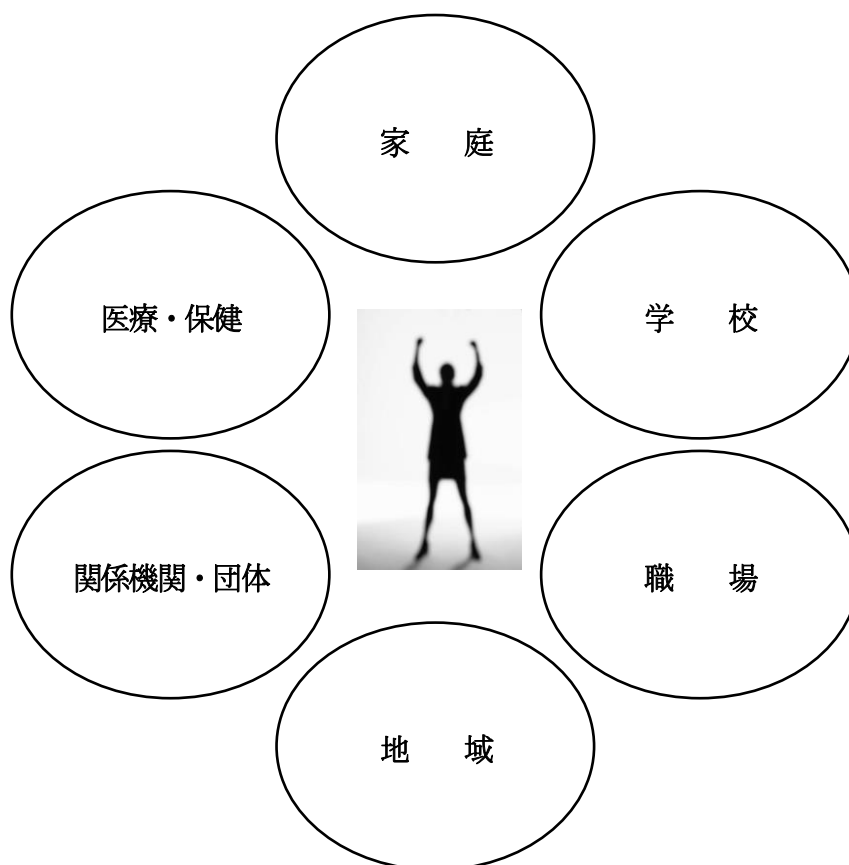
関係機関は、日頃から顔の見える関係づくりを構築しそれぞれの専門性を活かし情報を共有し積極的に自殺対策に参画することが必要です。

○ **下田市いのち支える自殺対策推進本部の役割**

市の関係各課の代表による市内自殺対策協議会は、市内関係各課の連携を強化し、自殺対策の充実に向けて取り組みます。

○ **市の役割**

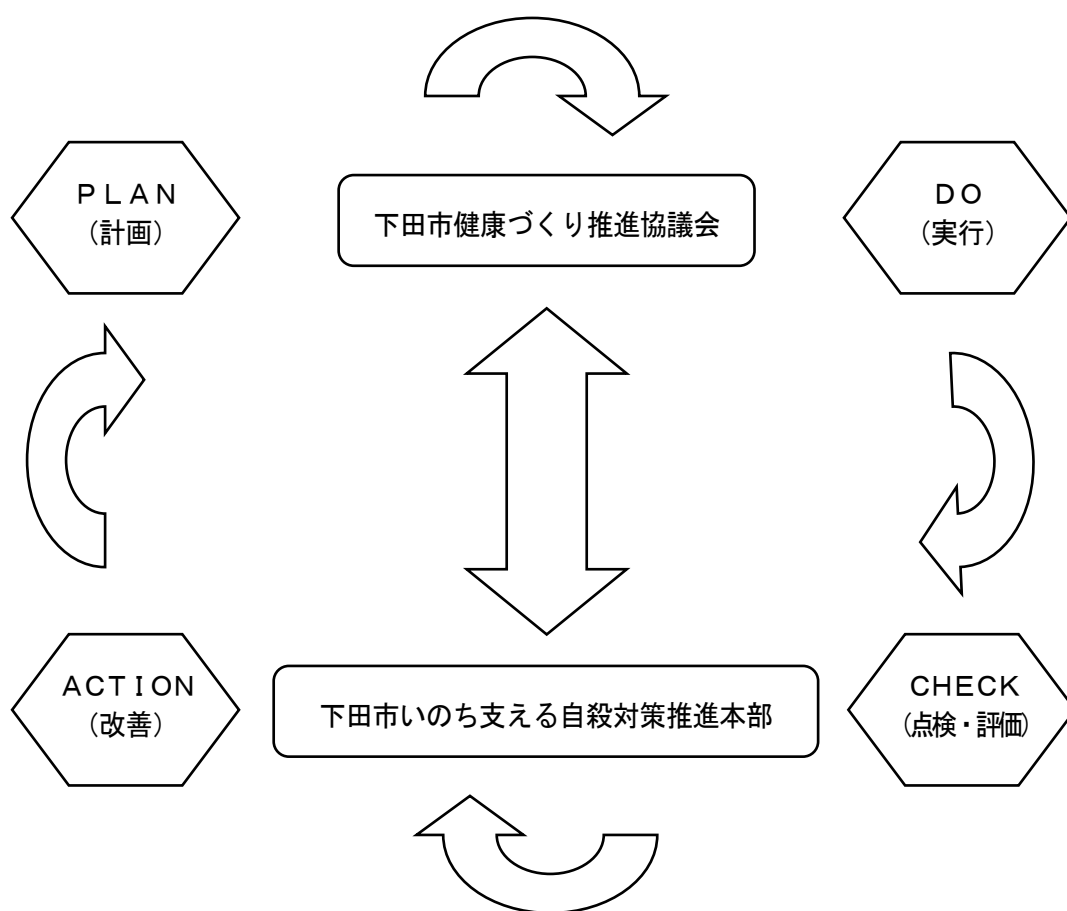
誰も自殺に追い込まれることのない市を目指し、市民のこころの健康づくりに努め、市民、地域、関係機関、団体等と連携し自殺対策事業に取り組みます。



3 PDCA*サイクルによるマネジメント

本計画における基本施策、重点施策については、下田市いのち支える自殺対策推進本部において、PDCA*サイクルによる評価を実施し、下田市健康づくり推進協議会での意見を取り入れることで、目標達成に向けた事業の推進を図ります。

最終年度には、施策の推進に反映させるため、総合的な評価を実施し見直しを行います。



【参考資料】

資料1 用語説明

あ行

- 一般介護予防事業
要支援者等も参加できる住民運営の通いの場の充実等、全ての高齢者が介護予防に取り組みやすい環境づくりを進めるための事業。
- エジンバラ（EPDS）質問票
産後うつ病のスクリーニング票として英国で開発され、10個の質問に母親が自分で回答し、調査時1週間の状態を知ることができる。
- LGBT
性的少数者を限定的に指す言葉。レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（出産時に診断された性と、自認する性の不一致）の頭文字をとった総称で、他の性的少数者は含まない。

か行

- 会員制交流サイト（ソーシャルネットワーキングサービス：SNS）
人と人との社会的なつながりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービス。
- 家庭児童相談員
市や郡部の身近な地域で子どもや家族の様々な問題の相談に応じる相談員。
- キャラバンメイト
認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人のこと。キャラバンメイトになるためには、所定のキャラバンメイト養成研修を受講し登録する必要がある。
- ゲートキーパー
悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて（傾聴）、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

さ行

- 自殺死亡率（自殺率）
その年の人口10万人あたりの自殺死亡者数（厚生労働省の人口動態統計による自殺率）
地域の自殺者数÷人口×100,000
※人口：人口動態統計から市町村別自殺率を算出する際の年央人口（10月1日人口）

- **社会福祉協議会**
社会福祉の増進を図るために組織された民間団体で、社会福祉の基本的な事項を定めている社会福祉法に規定されている。地域福祉事業推進の中心的役割を担っている。
- **シルバー人材センター**
高齢者に対して、生きがいづくりや技能の活動等を目的に、地域社会での臨時的・定期的な仕事を提供するために設立された団体。
- **スクールカウンセラー（SC）**
教育機関において心理検査や心理療法にて、本人の抱えるこころの問題を改善・解決していく心理の専門家。
- **スクールソーシャルワーカー（SSW）**
子どもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家。
- **生活習慣病**
食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。高脂血症、高血圧、糖尿病、心臓病、骨粗鬆症等があげられる。
- **成年後見制度**
認知症、知的障害、精神障害等のために、判断能力が十分でない人を保護するための制度。

た行

- **特定健康診査（特定健診）**
40歳から74歳の人に対してメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の早期発見を目的として医療保険者が行う健康診査。
- **特定保健指導**
特定健康診査によりメタボリックシンドローム、あるいはその予備軍であることが判明した人に対して、医師・保健師・管理栄養士等が実践的なアドバイスを行う保健指導をいう。

な行

- **認知症サポーター**
「認知症サポーター養成講座」を受けた人が「認知症サポーター」となる。認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となり自分のできる範囲で活動を行う。認知症サポーターには認知症を支援する目印として「オレンジリング」をつけてもらう。

○ **認知症ケアパス**

認知症の人やその家族が安心して、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、状況に応じた適切なサービス提供の流れを示したものの。

は行

○ **PDCA**

計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）に結びつけ、その結果を次の計画に生かすプロセスのこと。

○ **フェイスブック**

米フェイスブック社の提供する会員制交流サイト（SNS）。

ま行

○ **民生委員・児童委員**

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子ども達を見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事ごと等の相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けている。

や行

○ **養護老人ホーム**

環境上の理由や経済的な理由で、在宅で養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、養護するとともに、高齢者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他の援助を行うことを目的とする施設。

特別養護老人ホームと違い、介護保険施設ではなく、行政による措置施設であり、入所の申し込みは施設ではなく市町村に行う。

資料2 相談窓口一覧

分類	相談内容	相談窓口	電話番号	備考
こころ	こころの相談	自殺予防いのちの電話	0120-783-556	毎月10日 8時～翌日8時
		静岡いのちの電話	054-272-4343	毎日12時～21時
		こころの電話【賀茂地域】 (静岡県精神保健福祉センター)	0558-23-5560	月～金(祝日除く) 8時30分～11時45分 13時～16時30分
		若者こころの悩み相談 ● (概ね40歳未満)	054-285-7522	月～金(祝日除く) 9時～16時
		こころの健康相談 (賀茂健康福祉センター福祉課)	0558-24-2056	毎月第4木曜日 (要予約) 14時～16時
		静岡県精神保健福祉センター	054-286-9245	月～金(祝日除く) 8時30分～17時15分
		賀茂健康福祉センター 福祉課	0558-24-2056	
		下田市役所 福祉事務所	0558-22-2216	
		下田市役所 市民保健課	0558-22-2217	
	ひきこもり相談	静岡県精神保健福祉センター (静岡県ひきこもり支援センター)	054-286-9219	月～金(祝日除く) 10時～12時 13時～15時
		賀茂健康福祉センター 福祉課	0558-24-2056	毎月第2水曜日 (要予約) 10時～16時30分
	自死遺族支援	東部すみれ相談 (静岡県精神保健福祉センター)	054-286-9245	毎月第1・3水曜日 (要予約) 13時～16時
	青少年 子ども	子育ての悩みや 非行・虐待等	ハロー電話「ともしび」沼津	055-931-8686
賀茂児童相談所			0558-24-2038	月～金(祝日除く) 8時30分～17時15分
下田市役所 福祉事務所			0558-22-2216	
いじめなど 学校生活問題等		下田市教育委員会 学校教育課	0558-23-3929	
子どもの人権に かかわる相談		こども人権110番	0120-007-110	月～金(祝日除く) 8時30分～17時15分
		インターネット人権相談	(パソコン) http://www.moj.go.jp/JINKEN/Jinken113.html (携帯電話・スマートフォン) http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html	
子どもの人権 にかかわる相談	静岡地方法務局 下田支局	0558-22-0534	月～金(祝日除く) 8時30分～17時15分	

● 若者こころの悩み相談 4月1日より電話番号変更 新/☎0800-200-2326 365日 24時間

分類	相談内容	相談窓口	電話番号	備考
青少年 子ども	子どもの養育、 保健、障害、非行、 養育等の相談	子ども家庭110番	0558-23-4152	月～金9時～20時 土・日9時～17時
犯 罪	事 件 事 故 や 犯 罪 被 害 の 相 談	県警ふれあい相談室	054-254-9110	24時間
	犯 罪 被 害 者 に 対 す る 相 談	県くらし交通安全課	054-221-3220	月～金（祝日除く） 9時～17時
女 性	配 偶 者 か ら の 暴 力、 離 婚、 女 性 の 悩 み、 保 護 に 関 す る 相 談	DV電話相談 下田市役所 福祉事務所	054-286-9217 0558-22-2216	祝日、年末年始以外 9時～20時 月～金（祝日除く） 8時30分～17時15分
	D V、セクハラ 被害などの女性の 人 権 相 談	女性の人権ホットライン	0570-070-810	
	女 性 が 抱 え る さ ま ざ ま な 悩 み 相 談	あざれあ女性相談 (すべて女性の相談員)	0558-23-7879	月火木金 9時～16時 水 14時～10時 第2土 13時～18時 休館日、祝日を除く (面談相談：要予約)
男 性	男 性 が 抱 え る 生 き 方、 家 庭 等 の 問 題 に 関 す る 相 談	あざれあ男性相談	054-272-7880	毎月第1・3土曜日 13時～17時 休館日を除く
人 権	人権に関する相談	静岡県人権啓発センター	054-221-3330	月～金 9時～16時30分 法律相談（要予約）
職 場	職 場 に お け る 不 安、 悩 み、 ス ト レ ス に 関 す る 相 談	静岡産業保健総合支援センター	054-205-0111	月～金（祝日除く） (要予約)9時～17時
	労 働 問 題 に 関 す る 相 談	労働相談 (東部県民生活センター)	0120-9-39610 055-951-9144	月～金（祝日除く） 9時～12時 13時～16時
就 労	就 労 相 談	しずおか東部若者サポートステーション	055-943-6641	月～金（祝日除く） 9時～17時
		しずおかジョブステーション	055-951-8229	
		下田公共職業安定所	0558-22-0288	
		賀茂障害者就業・生活支援センターわ	0558-22-5715	
経 営	中 小 業 者 経 営、 金 融、 税 金、 生 活、 多 重 債 務 な ど に 関 す る 相 談	下田商工会議所	0558-22-1181	
法 律	各 種 法 律 問 題 全 般	下田法律相談センター (静岡弁護士会沼津支部)	055-931-1848	13時～16時（要予約）
		司法書士会総合相談センター しずおか	054-289-3704	月～金（祝日除く） 14時～17時
		下田法律事務所（法テラス）	050-3283-0024	9時～17時

分類	相談内容	相談窓口	電話番号	備考
法律	各種法律問題全般	日本司法支援センター サポートダイヤル	0570-078374	平日 9時～21時 土 9時～17時
金融	消費者金融、多重債務、架空請求に関する相談	日本貸金業協会 静岡県支部	054-255-8484	月～金（祝日除く） 9時～17時30分
		多重債務者向け無料相談	052-951-1764	月～金（祝日除く） 9時～12時 13時～17時
		国民生活センター	03-3446-0999	月～金（祝日除く） 11時～13時
		静岡県弁護士会 沼津支部 （無料クレジット・サラ金問題相談）	055-931-1848	月～金（祝日除く） 9時～12時 13時～15時
		県司法書士会	054-289-3704	月～金（祝日除く） 14時～17時
		消費者ホットライン	188（局番なし）	月～金 9時～17時 土日、祝日 10時～16時 年末年始除く
		金融ホットライン（東海）	052-951-9620	月～金（祝日除く） 9時～12時 13時～17時
		東部県民生活センター	055-952-2299	月～金（祝日除く） 9時～16時
		賀茂広域消費生活センター	0558-24-2299	月～金（祝日除く） 9時～12時 13時～15時
		下田市役所 産業振興課	0558-22-3914	月～金（祝日除く） 8時30分～17時15分
精神医療	医療機関受診に関する相談	精神科救急情報ダイヤル	054-253-9905	24時間 365日
生活	生活困窮者に対する相談	下田市社会福祉協議会 （下田市くらし支援センター）	0558-22-3294	月～金（祝日除く） 8時30分～17時15分
高齢者	介護・在宅医療	下田市役所 市民保健課	0558-22-2077	月～金（祝日除く） 8時30分～17時15分
		下田市役所 地域包括支援センター	0558-36-4146	月～金（祝日除く） 8時30分～17時15分
		賀茂地区在宅医療・介護連携推進支援センター	0558-25-2525 下田メディカルセンター内	月～金（祝日除く） 8時30分～17時15分
		在宅医療・看護・介護の電話相談	054-269-5554	月～金（祝日除く） 10時～16時
高齢者	認知症	認知症コールセンター	0545-64-9042	月・木・土（祝日除く） 10時～15時
		若年性認知症相談	054-252-9881	月・水・金（祝日除く） 9時～16時
その他	どんな悩みでも	よりそいホットライン	0120-279-338 FAX03-3868-3811	24時間 365日

資料3 改正自殺対策基本法（平成28年4月1日から施行）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府

県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において

「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 内閣府に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

資料4

下田市いのち支える自殺対策推進本部設置要綱

平成30年7月10日訓令第12号

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、下田市いのち支える自殺対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は副市長をもって充て、副本部長は教育長をもって充てる。

3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 会議は、本部員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 本部員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ本部長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

4 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 会議の議事は、出席した本部員の過半数で決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 第2条に規定する所掌事務について専門的な検討及び調査を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は福祉事務所長をもって充て、幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

5 幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、あらかじめ幹事長の指名した幹事はその職務を代理する。

6 前条の規定は、幹事会の会議に準用する。この場合において、同条中「本部」

とあるのは、「幹事会」と、「本部長」とあるのは、「幹事長」と、「本部員」とあるのは、「幹事」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 本部及び幹事会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

福祉事務所長、市民保健課長、統合政策課長、総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、税務課長、観光交流課長、防災安全課長、建設課長、産業振興課長、環境対策課長、上下水道課長
--

別表第2 (第6条関係)

保護係長、社会福祉係長、障害福祉係長、健康づくり係長、地域包括支援センター長、人事係長、政策推進係長、行政管理係長、学校教育係長、こども育成係長、社会教育係長、収納係長、観光戦略係長、消防安全係長、都市住宅係長、産業振興係長、環境保全係長、業務係長
--

資料5 下田市健康づくり推進協議会委員

氏 名	所 属	備 考
川 崎 祝	賀茂医師会	
兼 松 淳 子	賀茂歯科医師会	会 長
内 田 裕 士	下田市国民健康保険運営協議会	副会長
川 崎 美智子	下田市いきいきサポーター協議会	
若 林 瑛一郎	下田老人クラブ連合会	
原 田 恵 子	下田市健康づくり食生活推進協議会	
鈴 木 誠 志	下田市スポーツ推進委員	
本 間 善 之	賀茂保健所長	
塩 川 尚 子	賀茂健康福祉センター健康増進課 課長	
土 屋 仁	下田市学校教育課長	
日 吉 由起美	下田市市民保健課長	

資料6 策定経過

日 時	内 容
平成30（2018）年 4月～7月	自殺統計分析
7月10日	下田市いのち支える自殺対策推進本部設置要綱制定
9月3日	第1回下田市いのち支える自殺対策推進本部会
9月10日	第1回下田市いのち支える自殺対策推進本部幹事会
9月10日～9月21日	小学校5年生・中学校2年生アンケート調査
9月10日～9月25日	関係各課事業の棚卸作業
10月1日～10月18日	小学校5年生・中学校2年生アンケート調査集計・分析
10月～12月	計画案素案作成
12月20日	第2回下田市いのち支える自殺対策推進本部幹事会
平成31（2019）年 1月10日	第1回健康づくり推進協議会
1月16日	第2回下田市いのち支える自殺対策推進本部会
2月1日～3月4日	パブリックコメント実施
3月14日	第2回健康づくり推進協議会

いのち支える下田市自殺対策行動計画

～誰も自殺に追い込まれることのない下田市の実現を目指して～

平成 31（2019）年 3 月発行

下田市役所 福祉事務所

〒415-8501

下田市東本郷 1 丁目 5 番 18 号

電 話 0558-22-2216

F A X 0558-22-3910

E-Mail fukushi@city.shizuoka.lg.jp